

## コージェネレーションシステム導入支援事業

### 手続きの手引き

（令和7年度（2025年度版））

＜お問い合わせ先・申請書の提出先＞

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

ホームページ：<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/cogeneration>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9：00～12：00

13：00～17：00

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階

TEL：03-5990-5085

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人等の中から一つを、都道府県知事等が指定するものです。

東京においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

## 助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」といいます。）が実施する本助成金交付事業につきましては、東京都（以下「都」といいます。）の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められています。当然ながら、公社としても助成金に係わる不正行為に対しては厳正に対処いたします。

そこで、本助成金に申請をされる方、申請後助成金を受給される方におかれましては、以下の点について、十分にご認識された上で、申請・受給されますよう、お願いいたします。

1. コージェネレーションシステム導入支援事業（以下「本事業」といいます。）については、コージェネレーションシステム導入支援事業実施要綱（令和7年2月14日付6産労産事第647号以下「実施要綱」といいます。）及びコージェネレーションシステム導入支援事業助成金交付要綱（令和7年4月22日付7都環公地温第560号。以下「交付要綱」といいます。）に基づき実施いたします。
2. 本助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
3. 助成対象経費については、交付決定前に、発注、契約等を行っていた場合は、助成金を交付することはできません。
4. 以上「2.」「3.」の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の決定を取り消します。また、公社からの助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年10.95%の利率）を加えてお返しいただくこととなります。

## 【目次】

1. 事業の概要	
1. 1 背景	1
1. 2 目的	1
1. 3 事業のスキーム	1
1. 4 申請手続きの流れ	2
1. 5 助成内容	
1. 5. 1 助成対象事業者	3
1. 5. 2 助成対象事業	3
1. 5. 3 助成対象経費	7
1. 5. 4 交付の条件	8
1. 5. 5 契約について	10
2. 申請の方法	
2. 1 募集期間	11
2. 2 申請書類	11
2. 3 申請書類の提出	11
2. 4 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項	13
2. 5 審査	17
2. 6 交付決定	18
2. 7 助成事業の開始から工事完了まで	18
2. 8 助成金の額の確定	24
2. 9 助成金の交付	24
2. 10 交付決定の取消し	25
2. 11 交付決定後の注意事項	25
2. 12 調査等、指導・助言	27
2. 13 事業効果の報告	27
2. 14 個人情報等の取り扱い	27
3. 申請書類作成要領	28

# 1 事業の概要

## 1.1 背景

東京都では「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、需給を最適化するエネルギーマネジメントの実装支援など、エネルギーの有効活用の取り組みを強化しています。

再生可能エネルギーの導入拡大が進む中、再エネの出力変動を補完する調整力の重要性はますます高まっています。

こうした背景の中、コージェネレーションシステム（以下、CGS といいます。）は、需給ひっ迫時の焚き増し対応等による需給安定化への貢献などにより、効果的な調整力としての導入意義がさらに高まっています。

## 1.2 目的

本事業は、東京都内における大規模開発や設備更新の到来を受ける CGS の開発規模や期間に応じた導入を支援し、面的利用・面的融通による需給最適化を図ることで、調整力確保と災害時のレジリエンス強化を進め、ゼロエミッション東京の実現を目指すことを目的として実施します。

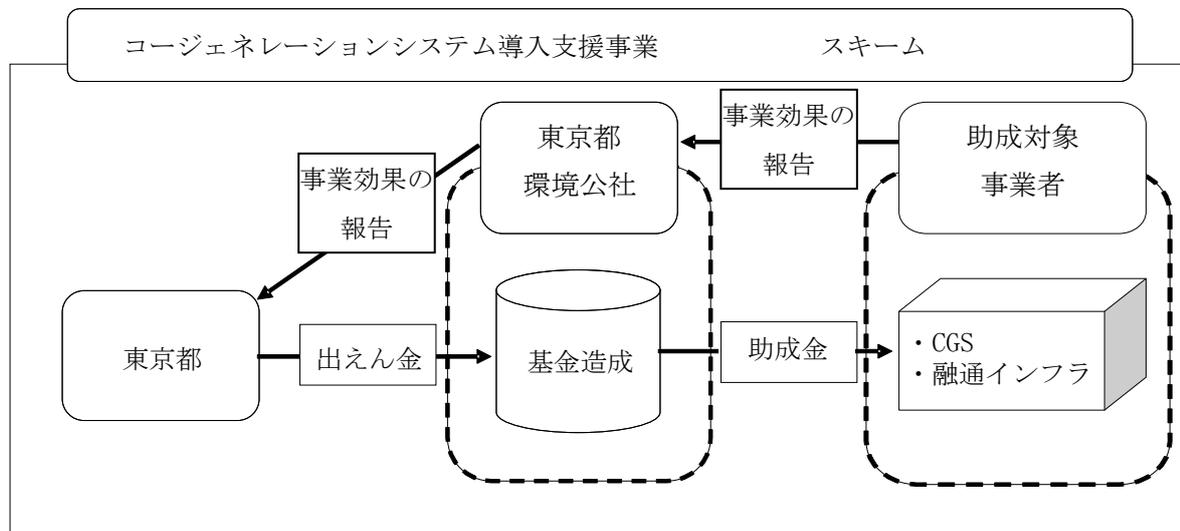
## 1.3 事業のスキーム

### 【都の出えん金による基金造成】

都は本事業の原資を公社に出えんし、公社はその出えん金により基金を造成します。

### 【基金を活用した助成事業】

公社は基金を原資として、助成対象となる CGS 及び融通インフラを設置された事業者に対して、その経費の一部について助成を行うものです。

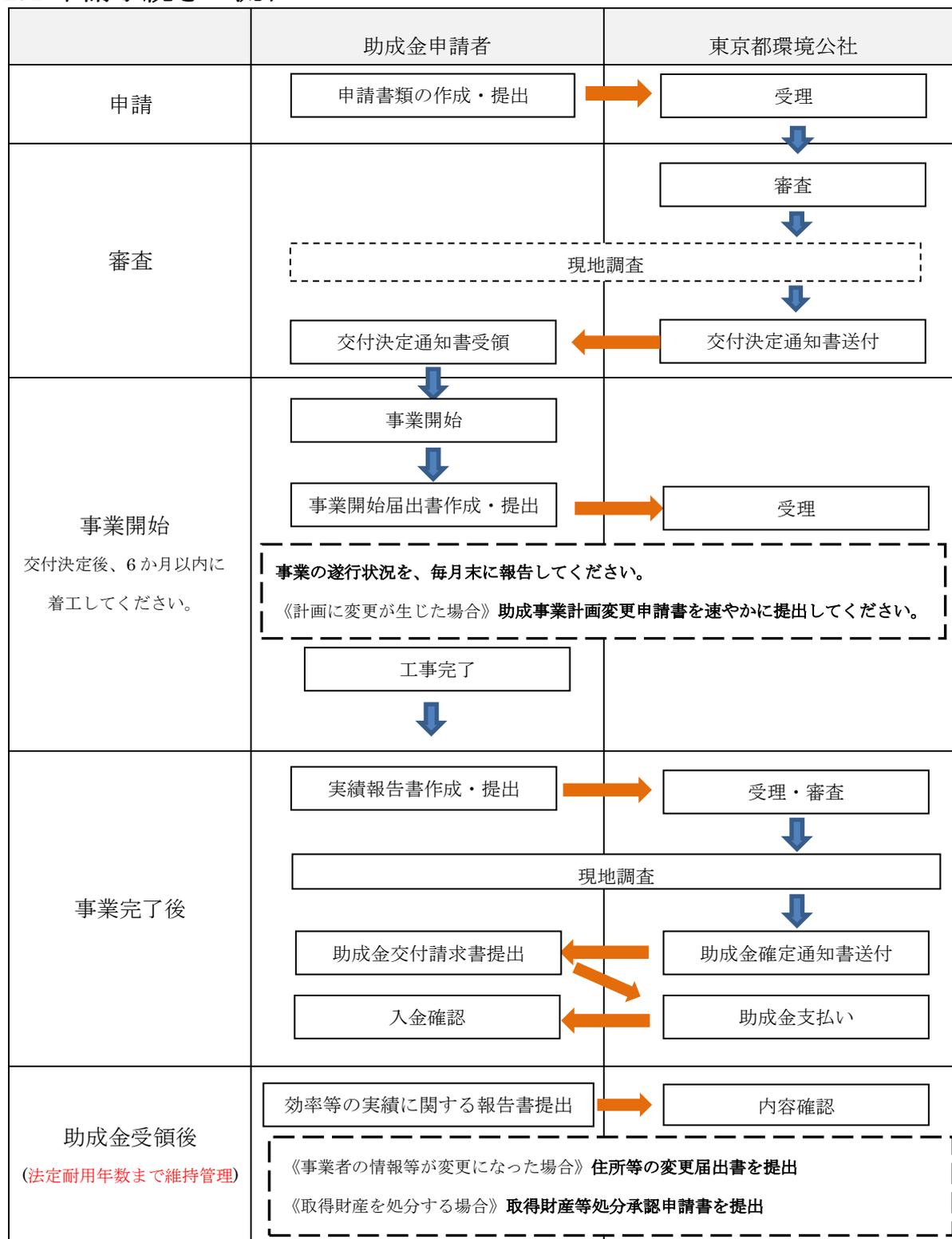


コージェネレーションシステム導入支援事業

---

- 事業実施期間**：助成金の募集期間は令和7年度から令和10年度まで実施します。  
令和7年度申請の場合助成金の交付は令和12年度まで実施します。  
申請の募集については年度毎に行います。
- 本事業の予算額**：令和7年度予算 20億円

### 1.4 申請手続きの流れ



※ 不備がある際は受領できません。

※ 事業開始・着工とは、助成対象事業が実施されることが担保される行為（詳細設計など）の着手とします。

※ 効率等の実績に関する報告書については実績報告書の提出した年度の翌年度から毎年度(2年間)の実績

## 1.5 助成内容

### 1.5.1 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」といいます。）は、次に挙げる者とします。

- (1) 都内において 1.5.2 の助成対象事業を実施しようとする事業者とします。ただし、国及び地方公共団体は除きます。
- (2) 過去に税金の滞納がない事業者、刑事上の処分を受けていない事業者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる事業者とします。
- (3) CGS 又は融通インフラが建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項の区分所有者の全員の共有に属する場合にあっては、同法第 25 条第 1 項の管理者、同法第 47 条第 2 項の管理組合法人を助成対象事業者とします。

注）ビル所有者、熱電供給事業者、ESCO 事業者及びリース事業者の他に、ビル 1 棟を全棟借りしたテナント（ビル所有者の同意書が必要）も、助成対象事業者として申請可能です。

### 1.5.2 助成対象事業

助成対象事業は以下に該当する事業となります。

- ・ CGS 及び熱電融通インフラを都内の建築物に設置し、接続する事業
  - ・ 熱電融通インフラを設置し、都内の建築物にある既存の CGS に接続する事業
- なお、既に他の建築物との間で熱又は電気を融通している建築物に接続する場合は、既存エリアと新規エリア間で熱又は電気を融通することでの総合的な効率の向上を図ることとします。
- 注）都外の建築物への融通については、対象外となります。
- ・ CGS を単独で建物内に設置する事業

助成対象設備は以下の要件を満足するものとなります。

- (1) CGS について
  - ① 更新設置又は新規設置であることとします。
  - ② CGS で使用する燃料は、以下のいずれかであることとします。
    - (ア) 天然ガス

天然ガスを主原料とするもので、次のとおりとします。ただし、災害等の理由により燃料の供給が途絶した場合はこの限りではありません。

- ・ 天然ガス
- ・ 液化天然ガス
- ・ 天然ガス又は液化天然ガスを主成分（組成比が一番高いものを「主」とする。）とし、且つ炭素換算係数が（天然ガス×1.10）未満のガスとします。なお、天然ガスの炭素換算係数については、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガ

スの排出量の算定に関する省令」に定める係数を用います。

(イ) 水素（混焼）

水素と天然ガスを主原料とするものとし、混合割合は、100%を除き任意の割合です。

(ウ) 液化石油ガス（LPG）等その他

東京都内で天然ガスを主原料とした都市ガスが入手困難な地域では、LPG または環境に配慮した燃料その他として公社が認めたものを使用燃料とします。（混焼も含まれます）

③ 自立分散型電源とします。

④ 1台当たりの定格発電出力が30kW以上の場合は、次の条件を満たすこととします。

2.  $17 \times \text{有効発電効率}(\%) + \text{排熱利用率}(\%) > 87\%$  （以下「総合運用効率」といいます。）

この場合において、有効発電効率は、有効電力量（※）を燃料使用量から計算される全熱量（高位発熱量基準）で除した数値とします。

排熱利用率は、年間の運用計画をもとに有効活用された熱量（排ガス回収熱量＋エンジン冷却水等）を燃料使用量から計算される全熱量（高位発熱量基準）で除した数値です。

1台当たりの定格発電出力が30kW未満の場合は、東京都低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定制度の認定を受けたものとしてします。

※有効電力量とはCGSの仕様書に記載された定格発電出力から補機に使用される所要電力を差し引いた有効発電出力に全負荷相当時間を乗ずる値とする。なお補機の所要電力が不明の場合は補機分の所要電力として定格発電出力の10%を差し引いた値とします。

⑤ 既存CGSを更新する場合は、発電効率、総合効率（発電効率+排熱利用率）又は総合運用効率のいずれかが既設より上回っていることとします。

⑥ 対象設備には、CGS一台毎に燃料使用量及び排熱利用量を測定する専用の計測装置を取り付けることとします。

⑦ 未使用品であることとします。

⑧ 熱電融通インフラに接続する場合、熱電融通インフラにより接続する熱又は電気の融通先が都内の建築物であることとします。

(2) 融通インフラについて

① 更新設置又は新規設置であることとします。

② 更新・新規・既存のCGSから発生する熱又は電気を複数の建物間で融通するものとします。

③ 対象設備には、融通排熱利用量及び融通電力量を測定する専用の計測装置を取り付けることとします。

④ 未使用品であることとします。

⑤ 都内の建築物と接続するものであることとします。

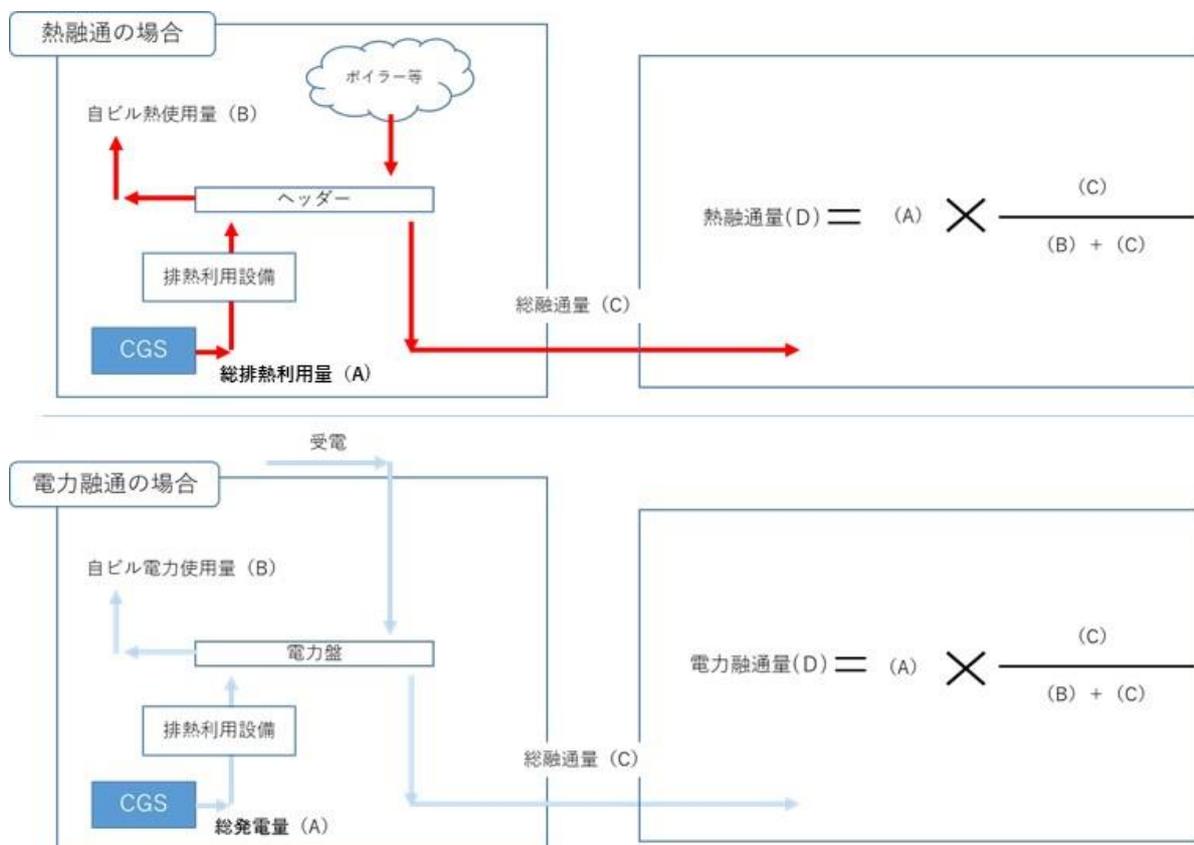
⑥ 融通率については、熱の融通率3パーセント以上又は電気の融通率3パーセント以上とします。融通率の計算式は以下となります。

なお、融通率3パーセントに関して未達となる可能性がある場合は、公社にご相談ください。

熱の融通率＝熱融通量（※）/CGS 総排熱利用量

電気の融通率＝電力融通量（※）/CGS 総発電量

（※） 熱融通量及び電力融通量は以下の図の通りの考え方となります。



(4) 付帯要件

助成対象事業者は、以下の要件を満足するものとします。

① エネルギーマネジメントの実施とデマンドレスポンスの実施体制の構築

CGSを設置する建築物及び供給対象建築物においてエネルギーマネジメントを実施し、デマンドレスポンスの実行を可能にする体制を構築してください。ただし、CGSを新たに設置し、熱電融通インフラに接続しない場合には、CGSを設置する建築物のみを対象とします。

② CGSを設置する建築物又は供給対象建築物における一時滞在施設の確保（大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドラインの規定に対応した施設）

災害時等に系統電力が途絶えた場合において CGS から一時滞在施設に必要な電力

コージェネレーションシステム導入支援事業

を供給することで、当該施設の機能維持及び活用ができるようにしてください。ただし、CGSの損壊その他やむを得ない理由により、CGSの活用ができなかったときは、この限りではありません。

③ 設置する一時滞在施設の、インターネット等による一般への周知

インターネットの利用その他適切な方法により、当該施設が災害時等に一時滞在施設となる旨、当該施設の所在地等を一般に周知してください。

※中小企業者等は、大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドラインに準じた対応を実施することにより、上記②、③に代えることができます。

(注) 「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」(内閣府)に規定する一時滞在施設に準ずる施設を災害時に開設することができるよう必要な設備を用意した施設。具体的には、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」(内閣府)を参照してください。

【本事業の助成対象設備・助成額について】

・各助成対象設備の助成率、助成上限額については以下の表となります。

大企業の場合

熱電融通	助成対象設備	助成率	助成上限額
行う※1	CGS※2	1 / 2※3	4億円
	熱電融通インフラ		1億円
行わない	CGS※2	1 / 4※3	2億円

中小企業の場合

熱電融通	助成対象設備	助成率	助成上限額
問わない	CGS※2	1 / 2	4億円
	熱電融通インフラ		1億円

※1 既存の面的融通インフラへの接続・拡充も含む

※2 水素混焼含む

※3 国による補助金併用時も本事業の全ての補助対象経費に対して当該補助率を適用とし、国による補助金と併用したことによる助成金の減額は行いません。(国による補助金を併用する場合、申請時に申し出てください。)

注1 都の助成金の計算は、助成上限額未満であればその金額を助成金額とし、助成上限額を超える場合は、助成上限額が助成金額とします。

注2 助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします(円単位で項目ごとに算定した上で、合計額について千円未満は切り捨ててください。)

注3 工事完了後の助成金の交付となりますので、助成事業期間中は借入金等で必要な資金を調達する必要があります。

**【本事業の助成対象・助成対象外の区分について】**

- ・ 同一建物での融通インフラを含む CGS 申請は、1 申請とします。

※建物登記簿にて、同一建物として登記されているものを同一建物とします。

### 1.5.3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもので、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

項目	主要設備等	付帯設備等
CGS	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. CGS 設備（ガスエンジン・ガスタービン・燃料電池・発電機）</li> <li>2. 排熱利用設備（吸収式冷温水発生機・蒸気吸収式冷凍機・排熱投入型吸収式冷凍機・アンモニア吸収冷凍機・デシカント空調機）</li> <li>3. 詳細設計（機器装置の設計、システム設計等、但し基本設計に係るものは対象外）</li> <li>4. 工事費用（材料費を含む）</li> <li>5. その他公社が必要と認めるもの。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 自立分散電源設備（系統連系保護リレー・自立分散電源装置・制御装置・安全装置・配電盤・操作盤・エンクロージャ）</li> <li>② 吸気・ガス供給設備（圧縮機・ガス圧縮機）</li> <li>③ 冷却設備（冷却塔・空冷設備・冷却水ポンプ・1次熱交換器・排熱ボイラ・給水ポンプ・給水タンク・水処理装置・ドレンタンク・ブラインポンプ・ブライントタンク）</li> <li>④ 排ガス処理設備（排送風機・集塵装置・脱硝装置・排ガスダクト・煙道・煙突）</li> <li>⑤ 熱利用機器冷却設備（冷却塔・冷却水ポンプ）</li> <li>⑥ 熱利用機器（冷温水ポンプ・冷温水タンク）</li> <li>⑦ 詳細設計（機器装置の設計、システム設計等、但し基本設計に係るものは対象外）</li> <li>⑧ 工事費用（材料費を含む）</li> <li>⑨ その他公社が必要と認めるもの。</li> </ol>
融通インフラ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電力融通供給設備（電力供給配線路）</li> <li>2. 熱融通供給設備（熱融通地域導管）</li> <li>3. 電力融通受入設備</li> <li>4. 熱融通受入設備</li> <li>5. 詳細設計（機器装置の設計、システム設計等、但し基本設計に係るものは対象外）</li> <li>6. 工事費用（材料費を含む） <u>ただし、土木工事を除く</u></li> <li>7. その他公社が必要と認めるもの。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 融通用饋電盤</li> <li>② 配線用電線及び付属品</li> <li>③ 冷温水・蒸気配管</li> <li>④ 2次熱交換器 （ビル内の冷暖房用個別冷温水配管は助成対象外）</li> <li>⑤ 詳細設計（機器装置の設計、システム設計等、但し基本設計に係るものは対象外）</li> <li>⑥ 工事費用（材料費を含む）</li> <li>⑦ その他公社が必要と認めるもの。</li> </ol>

注1 全ての諸経費は、助成対象経費となりません。

注2 上記設計費、設備費及び工事費に係わる消費税相当額は、助成対象経費となりません。

注3 土地の取得及び賃借に要する経費は対象になりません。

注4 過剰であると見なされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外におい

## コージェネレーションシステム導入支援事業

---

て使用することを目的としたものに要する経費は対象になりません。

注5 事業の特殊事情による設備・機器及び工事費（防音対策等）は、対象になりません。

ただし、防音装置がCGS等に標準装備されている場合は対象とします。

注6 中古の設備については、助成対象経費とは認められません。

注7 撤去費、移設費、処分費、安全対策費等は、対象になりません。

注8 配管及び配線については、対象設備に関係するものが対象となります。

注9 国内での販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、助成対象となります。

注10 都の他の助成金を併用する場合、本助成金の助成額の算定にあたり対象とした経費の重複は認められません。

### 1.5.4 交付の条件

助成対象事業者は、以下の交付条件をすべて満たす必要があります。

#### ・申請時

- ① 1.5.2の助成対象事業を実施する事業者であること。
- ② 助成対象事業者は、CGSに係る経費に関して、本助成金以外に都の助成金又は給付金を受給しないこと。
- ③ 本助成事業の交付決定前において、助成事業の発注、契約等を行っていないこと。  
なお、東京都都市整備局を通じての国による補助金で熱電融通インフラ事業を実施し、本助成事業でCGSを設置する場合も、CGS+熱電融通申請と同様の助成率、上限額となります。

#### ・交付決定後

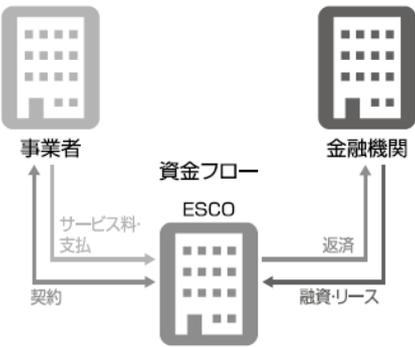
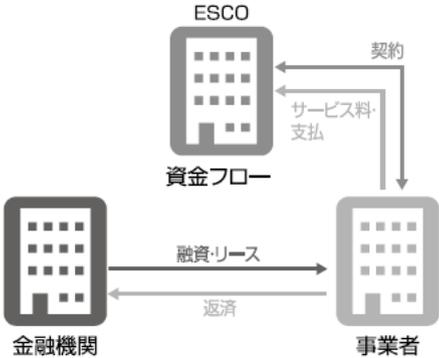
- ① 災害時等に系統電力が途絶えた場合において、CGSを設置する建築物へ熱又は電力の提供及び融通先との契約等に基づいて熱又は電力融通を図ること。但し、CGSの損壊その他やむを得ない理由により、CGSの活用ができなかったときは、この限りでない。  
(交付要綱第10条第1項第一号) ただし、CGSを新たに設置し、熱電融通インフラに接続しない場合には、CGSを設置する建築物のみを対象とします。
- ② CGSの発電効率、排熱利用率及び熱電融通量を検証するため、必要な計測機器を設置するとともに、交付要綱第21条第1項の規定により実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して2か年度は、各年度の発電効率、排熱利用率及び熱電融通量の実績について、翌年度の5月末日までに、効率等の実績に関する報告書(第4号様式)及び別表第2に掲げる書類を会社に提出すること。(交付要綱第10条第1項二号)
- ③ CGSを設置する建築物及び供給対象建築物において、エネルギーマネジメントを実施し、かつデマンドレスポンスの実行を可能にする体制を構築し(交付要綱第10条第1項三号)、エネルギー利用等の情報交換実績に関する報告書(第5号様式)を前号の報告書と同時に提出すること。なお、CGSを新たに設置し、熱電融通インフラに接続しない場合には、CGSを設置する建築物のみを対象とします。

コージェネレーションシステム導入支援事業

---

- ④ CGS を設置する建築物又は供給対象建築物において、一時滞在施設を確保し、災害時に系統電力が途絶えた場合において CGS から一時滞在施設に必要な電力を供給することで、当該施設の機能維持及び活用を図ること（中小企業者等は、大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドラインに準じた対応を実施することにより代えることができます）。具体的には、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン 一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（令和6年7月内閣府）を参照してください。
- 但し、CGS の損壊その他やむを得ない理由により、CGS の活用ができなかったときは、この限りでない。（交付要綱第10条第1項第四号）
- ⑤ 一時滞在施設を確保する者は、インターネットの利用その他適切な方法により、当該施設が災害時等に一時滞在施設となる旨、当該施設の所在地等を一般に周知し（交付要綱第10条第1項第五号）、一時滞在施設の所在地等の周知の実績に関する報告書（第6号様式）を、実績報告書を提出した翌年度末までに、公社に提出すること。
- ⑥ 都及び公社が行う本事業の実施状況に関する情報の公表に協力すること。
- ⑦ CGS については、交付要綱第5条に定める要件を満たすこと。
- ⑧ 助成事業者は、次の要件を満たすこと。
- ア 本助成金の交付決定の通知を受領した日以降に、都又は公社から調査の要請があった場合には、本事業の成果を検証するために必要な情報について、当該調査に協力し、必要な情報を提供すること。
- イ 本助成金の交付決定の通知を受領した日以降に、都又は公社から要請があった場合には、本事業及び自立分散型エネルギーの面的活用に関する普及啓発を行うこと。（交付要綱第10条第1項第六号）
- ⑨ 交付要綱第10条第1項第十号から第十二号の規定に従うこと。
- ⑩ リース（割賦販売を含む）事業者、ESCO 事業者が助成対象事業を実施しようとする場合は、法定耐用年数の期間において、継続する当該助成対象事業で設置する CGS に係るリース契約、割賦販売の契約、パフォーマンス契約（以下「リース契約等」という。）を締結した契約者全員による共同申請をすること。

コージェネレーションシステム導入支援事業

シェアード・セイビングス契約	ギャランティード・セイビング契約
	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ESCO 事業者は、顧客となる事業者に対し改修工事等の実施による削減額を保証します。</li> <li>・ ESCO 事業者が改修工事等の資金を確保します。</li> <li>・ 顧客となる事業者は、改修工事等によって実現される削減額から一定割合を ESCO 事業者に支払います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ESCO 事業者は、顧客となる事業者に対し改修工事等の実施による削減額を保証します。</li> <li>・ 顧客となる事業者が改修工事等の資金を確保します。</li> <li>・ 顧客となる事業者は、改修工事等で実現する削減額から一定額を金融機関（資金調達先）に返済し、ESCO 事業者にサービス料を支払います。</li> <li>・ 本契約は、共同申請案件ではなく、事業者による単独申請案件となります。</li> </ul>

注1 ESCO 契約とは、省エネルギー量の保証、費用負担及び実施期間等について明記されたパフォーマンス契約のことで、助成金相当分が減額された ESCO 料金が設定され、法定耐用年数の期間において、取得財産の適切管理を前提とする契約である必要があります。

注2 リースを利用する場合、リース料から助成金相当分が減額されていることを証明できる書類（助成金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）の提示を条件に、助成対象事業者とリース事業者との共同申請を認めます。また、契約の際は、リース契約期間が、法定耐用年数の期間において継続することを前提とした契約としてください。

注3 ESCO 事業者は、助成事業の申請日までに東京都ビジネス事業者等である必要があります。

注4 共同申請を行った助成事業者は、助成事業の着手の日までにリース契約（案）を作成し、提出してください。

⑪熱電供給事業者が助成対象事業を実施しようとする場合は、工事完了の日までに、熱電需要契約を締結すること。

⑫助成事業者は、原則一時滞在施設の設置者又は管理者であること。

ただし、助成対象事業者が一時滞在施設の設置又は管理者でない場合は、設置者の同意書を申請書に添付すること。

### 1.5.5 契約について

助成事業の実施に当たり、売買、請負その他（詳細設計を含む）の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収、又はその他の方法により競争に付さなければならないこととします。ただし、当該助成事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適切である場合はこの限りではありません。

ただし、競争入札を行わない場合は、発注先選定理由書を提出してください。発注先選定理由書が妥当であるかを公社にて審査します。

契約の結果、第9条第2項の本助成金の交付決定で通知した助成対象経費が減額となった場合、本助成金の交付上限額は、契約後の助成対象経費により決定します。

## 2 申請の方法

### 2.1 募集期間

申請を行う場合は、下記の期間内に申請書類を提出する必要があります。

**本年度は令和7年4月23日（月）～令和8年3月31日（火）**

※予算残額に応じて、上記期間より早く申請受付を終了する場合があります。

	年度（令和）									
	<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>12</u>	<u>13</u>	<u>14</u>	<u>15</u>	<u>16</u>
助成金募集期間	←————→									
	4年間（令和7年度～令和10年度）									
事業期間	←————→									
	実績報告書提出期限 <b>令和12年12月27日締切</b>									
事業効果の報告	←————→									
	工事が完了した年度の翌年度から2年間事業効果の報告書提出（提出期限5月末日）									

### 2.2 申請書類

「4 申請書類作成要領」を参考に必要な書類をご用意ください。

申請書類の様式については、公社のホームページからダウンロードし、ご活用下さい。

（URL <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/cogeneration>）

### 2.3 申請書類の提出

#### (1) 提出方法

窓口へ直接持参するか、郵送、またはメールで提出してください。

直接提出する際は必ず公社担当者に事前予約を行った上で、持参してください。メールでの提出を希望される場合は別途案内します。

申請書類は1部を提出してください。なお、提出された申請書類の返却はいたしません。

共同申請の場合は、申請書類を提出する際、申請内容の説明ができる人が持参してください。

書類の作成方法については、「4 申請書類作成要領」をご覧ください。

#### 【注意事項】

- ① 申請書の不備がある場合は、期間内の提出であっても受領できません。余裕をもって提出をしてください。
- ② 申請書類及び添付書類等については、本審査以外には使用しません。
- ③ 申請書類への記入漏れや不備等があった場合は、書類審査で不採択となることがあります。

コージェネレーションシステム導入支援事業

ますので、記入漏れ等がないよう、提出前によく確認してください。

- ④ 申請書類について、公社より修正依頼があった場合は速やかに対応してください。

(2) お問い合わせ先、提出先

<お問い合わせ先・申請書の提出先>  
公益財団法人東京都環境公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）  
ホームページ：<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/cogeneration>  
受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9：00～12：00  
13：00～17：00  
  
〒163-0817  
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 17階  
TEL：03-5990-5085

(3) アクセス図



## 2.4 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項

### (1) 事業計画作成及び申請上の留意点

- ① 事業計画の審査は、提出された助成金交付申請書（第1号様式）、助成事業実施計画書（第22号様式）及び関連資料をもとに行います。適正な判断を下せるよう、31ページの「3 申請書類作成要領」を参考に、適切に記述をしてください。
- ② 助成対象事業者に区分所有者又は共有者が該当する場合、区分所有者等の申請に係る同意書（第23号様式）を提出してください。
- ③ 助成対象事業者が、一時滞在施設の所有者又は管理者ではない場合、一時滞在施設の所有者又は管理者の助成事業の実施に係る同意書（第24号様式）を提出してください。
- ④ 助成対象事業者は、法令等を遵守することを誓約する誓約書（第25号様式）を提出してください。共同申請者がいる場合、全員の誓約書を提出してください。
- ⑤ 申請にあたり、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある場合は、不採択となる場合があります。
- ⑥ 提出する書類はファイル綴じとし、資料ごとにインデックスを使用してください。
- ⑦ 必要に応じ、適宜、補足説明資料を添付することは可能です。なお、補足説明資料は印刷物に限り、かつ、必ずA4サイズ（A3折りたたみ可）としてください。
- ⑧ 助成金申請者・申請設備等については、以下のとおりです。よくお読みいただき、不備・誤りのないようご注意ください。

#### ア 助成金申請者

- (ア) 一つの助成対象事業所に対して、一つの事業者とします。助成対象事業が異なれば、同一事業者でも同時申請が可能です。
- (イ) ESCO 契約に当たっては、パフォーマンス契約に関する内容のほか、本事業の法定耐用年数の期間において善良なる管理者の注意をもって適切に管理しなければならない旨を記載した ESCO 契約としてください。
- (ウ) リース（割賦販売を含む。）事業者又は ESCO 事業者が助成対象事業を実施しようとする場合は、法定耐用年数の期間において、継続する当該助成対象事業で設置する CGS に係るリース契約、割賦販売の契約、パフォーマンス契約（以下「リース契約等」という。）を締結した契約者全員による共同申請としなければなりません。  
リース契約、ESCO 契約においては、料金から助成金相当分が減額されていることを証明できる書類を忘れずに添付し、当該契約期間が、法定耐用年数の期間まで継続することを記載してください。

#### イ 申請設備・機器

- ・ CGS の仕様については、機器カタログや図面などを用いて記載してください。
- ・ 電力及び熱エネルギーの計測点（電力：電流・電圧、熱：流量・出入口温度又は蒸気圧）は、機器配置図に明記してください。

## コージェネレーションシステム導入支援事業

熱エネルギーの計測は、原則として熱交換器の2次側の流量と熱交換出入口の温度とします。熱交換器の1次側での測定を選択する場合は、熱交換器の効率を加味した2次側の熱エネルギーを計画書及び実績報告書に記載してください。その場合、熱交換器の効率は、95%としてください。

- CGS で発電された電力の系統が分かるように、単線結線図に事業所での接続点や系統制御の方法等を記載してください。
- 災害時等に系統電力が途絶えた場合において、CGS の電力が一時滞在施設に供給されることが分かるように記載してください。
- CGS の排熱利用の実績に関する測定位置  
エンジン冷却水系統及び排ガス系統共に、熱量測定位置は原則熱交換器2次側とします。但し、1次側で測定される場合は、熱交換器の効率を想定した2次側のデータを提出してください。
- 融通インフラ設備を設置する建築物及び供給対象建築物の平面図（代表階、受電設備が設置されている階、熱設備が設置されている階）及び熱電融通配管・電線路が分かる図面（平面図・一部立面図）
- CGS を設置する建築物及び供給対象建築物の平面図（代表階、受電設備が設置されている階、熱設備が設置されている階）
- 既設のCGS が設置されている建築物の平面図（代表階、CGS が設置されている階、受電設備が設置されている階、熱供給設備が設置されている階）

### ウ 一時滞在施設

- 本助成金における災害時等の一時滞在施設とは、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」（令和6年7月内閣府（防災担当））に準ずる一時滞在施設であり、床面積約3.3m<sup>2</sup>あたり2人を目安に収容できる施設とします。
- 災害時等に系統電力が途絶えた場合においては、本事業で設置したCGSにより必要な電力を供給することで、一時滞在施設の機能維持及び活用を図ってください。
- 一時滞在施設の規模を示す場合には、図面や計画書などを用いてわかりやすく記入してください。
- 一時滞在施設の所在地等について、インターネットの利用その他方法により一般に周知する方法について、その計画を第22号様式その4-5に記入してください。

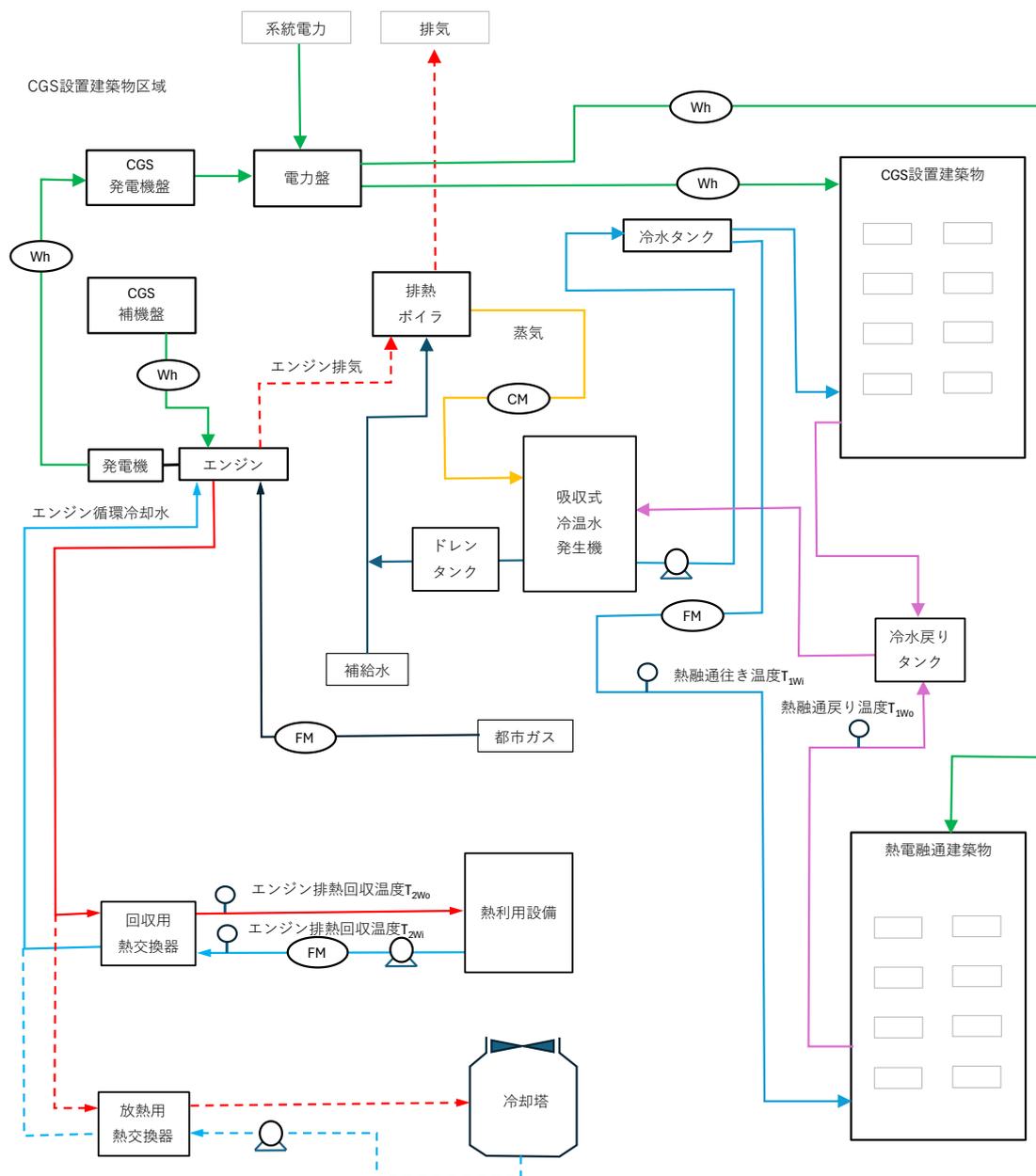
### エ エネルギー使用計画

- CGS 又は融通インフラを設置する場合は、工事完了予定日の属する年度の翌年度から起算して2年度分のエネルギー使用計画（第22号様式別紙2）を記載してください。
- エネルギー使用計画はエネルギーの種類ごと（電力、排熱）に記載してくだ

さい。

- ・ 第22号様式別紙2-2で、CGSを設置する建築物及び供給対象建築物の最大電力需要の算定に当たっては、30ページに添付しています「CGSを設置する建築物及び供給対象建築物の電力需要計算用基礎資料」をご利用ください。

CGSの概略フロー図



凡例： ポンプ 温度計 FM 流量計 CM 熱量計 Wh 電力積算計

(2) 事業開始日及び実績報告書提出日

① 事業開始日

交付決定の通知を受領した以降で、CGS又は融通インフラの設置に係る設計又は工事の契約を締結する（予定）日になります。助成事業実施計画書（第22号様式別紙3）の助成金事業工程表に記載する交付決定の通知を受領する日は交付申請から3か月後と仮定して作成してください。

② 実績報告書提出日

CGS又は融通インフラの設置に係る工事完了後に実績報告書の提出となります。工事完了後に公社による検査を受け、助成金交付額が確定します。なお、実績報告書（第16号様式）は、令和7年度申請の場合、遅くとも令和12年12月27日までに提出してください。

## 2.5 審査

### (1) 審査の流れ等

審査は、書類による資格要件及び事業内容等の審査により行います。手順は、以下のとおりです。

- ① 「1.5.1 助成対象事業者」、「1.5.2 助成対象事業」及び「1.5.4 交付の条件」に必要な書類が揃っているかを確認します。
- ② 助成金交付申請書（第1号様式）（助成事業実施計画書を含む。）等の提出された書類の内容が、本助成制度に適合しているかを審査します。
- ③ 助成金を交付する複数の助成対象事業の基本交付額の合計が、助成金に係る予算の範囲を超える場合（同日付で受領した交付申請）は、2.5（2）に示す審査基準に従い、予算の範囲内となるよう交付決定額の調整を行います。  
調整方法として、A・B・C・D・・・Tの助成対象事業者の基本交付額を  $M_A \cdot M_B \cdot M_C \cdot M_D \cdot \dots \cdot M_T$  とした場合で、申請される基本交付額が予算を上回る場合の交付決定額の計算は、以下の通りです。

$$C \text{ 社の交付決定額} = \text{予算残額} \times \frac{M_C}{(M_A + M_B + M_C + \dots + M_T)}$$

注1 審査の過程で、現地確認・調査及び面接（ヒアリング）を行うことがあります。

注2 審査結果については、採択の可否を書面で通知します。

注3 審査中の途中経過に関するお問合せには、一切応じかねますのであらかじめご了承ください。

注4 申請書類作成等に係わる経費は、助成金申請者の自己負担になります。

注5 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外します。

### (2) 審査基準

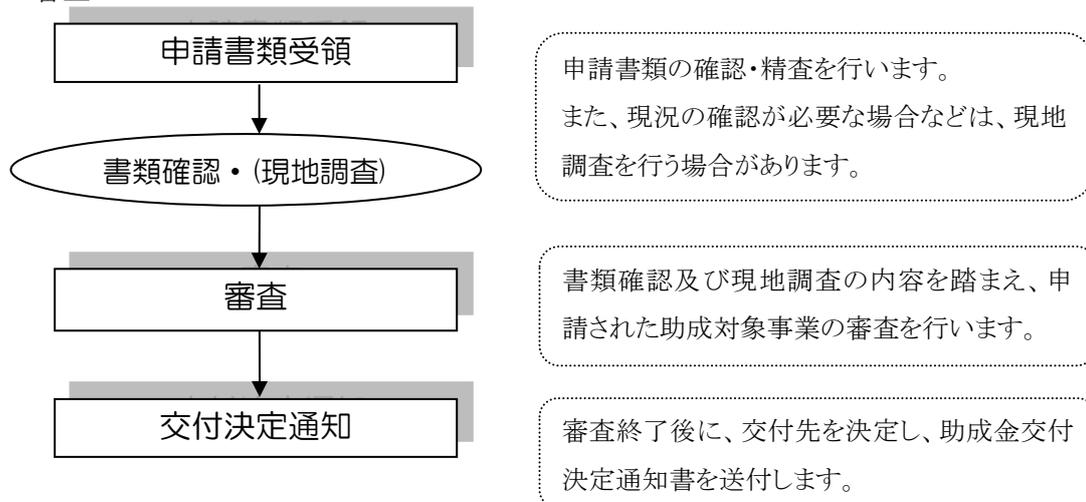
助成対象事業ごとに、下記の項目を満足する案件を交付決定案件とします。

審査項目		審査基準
CGS	① CGS の効率(%)	CGS 総合運転効率：87%超
熱電融通 インフラ	② 電力融通率(%) <sup>※1</sup>	電力融通率：原則3%以上
	③ 熱量融通率(%) <sup>※1</sup>	熱量融通率：原則3%以上
付帯要件	① エネルギーマネジメント	実施計画の実効性
	② デマンドレスポンス	実施計画の実行性
	③ 一時滞在施設 <sup>※2</sup>	① 3.3m <sup>2</sup> 当り2人程度の面積を確保 ② 必要な電力の供給

※1：融通率については熱又は電気のどちらか片方が満足していれば申請可能です。

※2：中小企業者については、一時滞在施設の付帯要件はありません。

<審査フロー>



## 2.6 交付決定

### (ア) 交付決定通知

審査の結果に基づき、公社が当該募集の助成枠の範囲内で助成金の交付を決定した事業者（以下「助成事業者」という。）に、助成事業名、助成対象経費及び助成金の額等について記載した助成金交付決定通知書（第2号様式）を送付します。

交付決定に当たっては、助成金の適正な交付を行うために必要と認めるときは、申請内容について修正を加え又は条件を付して交付決定を行う場合があります。また公社は、必要に応じて、助成事業者に対し現地調査を行いますので、ご協力をお願いします。

なお、不交付の際は、助成金不交付決定通知書（第3号様式）を送付します。

注 公社が通知する助成金の額（以下「交付決定額」といいます。）は、助成限度額を明示するものであり、助成金の支払額を約束するものではありません。また、助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、通知した助成金の額を超えてお支払いすることはできません。なお、2.7 (4) 助成事業の計画変更について申請を行い、これが認められた場合は、変更後の額を交付決定額とします。

### (イ) 交付決定通知書の確認等

公社より送付された助成金交付決定通知書の内容をご確認ください。内容等に疑義が生じた場合は、公社までお問い合わせください。（2.7 (2) 「申請の撤回」を参照ください。）

助成金交付決定通知書は大切に保管してください。（以下同様に都及び公社より送付の文書及び関係書類は、実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度の翌年度から15年間、保管してください。）

## 2.7 助成事業の開始から工事完了まで

### (1) 助成事業の開始

- ① 助成事業者は、事業の実施に当たっては、交付決定後、速やかに入札等を行い、当該設備の設計、調達及び工事等の発注先を決定してください。なお、本事業は遅くとも、交付決定通知の受領後6ヶ月以内に開始してください。

コージェネレーションシステム導入支援事業

---

- ② 助成事業開始届出書（第7号様式）に、工事契約書の写し等必要書類（交付要綱別表3参照）を添付して、工事開始日から起算して14日以内に提出してください（記載例1参照）。
- ③ 共同申請の場合も、助成金交付決定通知書の受領日以降、速やかに本契約を締結するなどし、助成事業を開始してください。また、リース事業者又はESCO事業者においても、契約後、速やかに工事入札等を行い、当該設備の設計、調達及び工事等の発注先を決定してください。
- ④ 当該工事の発注先は入札又は複数者からの見積りにより決定してください。また、その際は、申請時に採用した機器と同等、若しくはそれ以上の能力の機器となるようにしてください。
- ⑤ 交付決定以前に工事等の発注先が決定しているものは、助成事業の対象外となりますのでご注意ください。
- ⑥ 助成事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合は、利益等排除を行った経費が助成対象経費となります。自社調達の場合は、原価をもって助成対象として利益等排除を行います。

＜利益相当分の排除について＞

助成事業において助成対象経費の中に助成事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む）がある場合、利益等排除の対象とし、以下の方法により助成対象経費を算出します。

■利益等排除の対象となる場合

- ①助成事業者が自社から調達を行う場合
- ②100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
- ③助成事業者の関係会社（上記②を除く）からの調達の場合

【①及び②に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）をもって助成対象経費とします。

⇒ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価）

〔原価と証明出来ない場合〕

①の場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（売上利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、市場流通価格から相当額の排除を行います。

②の場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

⇒ 助成対象経費 = 市場流通価格又は取引原価 × (1 - 自社又は調達先の売上総利益率)

【③に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）と調達品に対する諸経費（販売費及び一般管理費）の合計を助成対象経費とします。

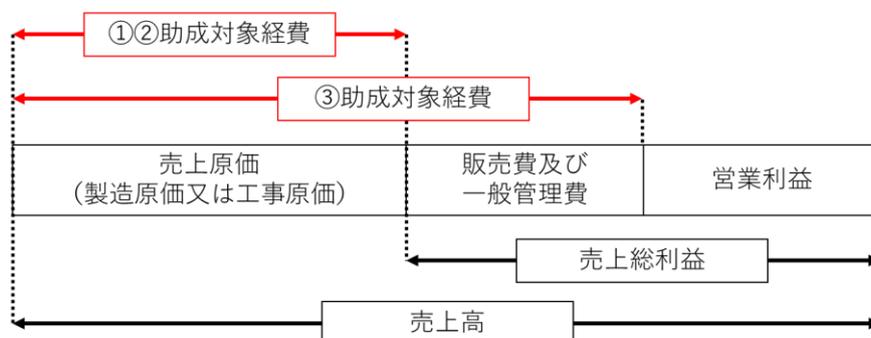
⇒ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価） + 経费率（販売費及び一般管理費）

〔原価と諸経費等を証明出来ない場合〕

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、取引価格から利益相当額の排除を行います。

⇒ 助成対象経費 = 取引価格 × (1 - 調達先の営業利益率)

助成対象経費のイメージ図



注意点：上記内容の判定にあたり、証拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。

※書類の提示がない場合は、利益等控除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 申請の撤回

助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第8号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。（記載例2参照）

(3) 事情変更による決定の取消し等

助成金の交付決定後、天災地変その他事情の変更により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合には、公社は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

(4) 助成事業の計画変更に伴う申請

① 助成事業者は、助成事業の実施中あるいは実施前に、事業の内容について、以下のような変更の可能性が生じた場合は、あらかじめ、公社に助成事業実施計画変更申請書（第9号様式）を提出してください。

ア 助成事業の内容を変更しようとするとき。

（ただし、助成事業者や交付の条件等を満たさなくなる変更は認められません。また軽微な変更は事業者情報の変更に伴う届出で対応願います。）

イ 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

（ただし、交付決定額を超える変更は認められません。）

※ リース事業者、ESCO事業者が共同申請者の場合は、料金計算書等についても修正資料も提出していただきます。その際、変更となった部分分かる資料を添付する必要があります。

※ 助成事業の実施体制を変更する場合も、助成事業の内容変更該当します。

※ 事業内容及び機器の変更があった場合は事前に公社へご相談願います。

② 申請が妥当であると認められた場合は、公社が必要に応じ条件を付して、その旨を助成事業計画変更承認通知書（第10号様式）により助成事業者へ通知します。

(5) 事業者情報の変更に伴う届出

助成事業者は、代表者、住所、商号、統括的連絡先（担当者）等を変更または上記助成事業の計画変更（軽微な変更）した場合に、速やかに、住所等の変更届出書（第11号様式）に必要書類を添付して提出してください。

(6) 債権譲渡の禁止

第9条第1項に規定する交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡、又は承継することは認められません。

債権譲渡承認申請書（第12号様式）を提出し、公社がその旨を承認することで、助成金の交付に係る権利を譲渡することが認められる場合があります。

(記載例1)

第7号様式（第13条関係）

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿		令和〇〇年〇〇月〇〇日
		助成事業開始届提出日を記入してください。
本記載例は、CGS設置事業者と熱供給事業者の二者申請の場合を想定しています。	(助成事業者) 住 所 東京都●●区▲▲ ◆-◆-◆ 氏 名 株式会社 ○○○ 代表取締役 ●● ○○ (共同申請の場合は併記) 住 所 △△△○○○××× ○-○-○ 氏 名 株式会社 ×△○□ 代表取締役 △◆ ○□	
助成金交付決定通知書に記載されている日付・番号です。	<h2>助成事業開始届出書</h2>	
令和〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇都環公地温第〇●号をもって交付決定した事業について、事業を開始したので、コージェネレーションシステム導入支援事業助成金交付要綱（令和7年4月22日付7都環公地温第560号）第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。		
事業の名称		
工事期間	着 手 年 月 日 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完了予定 年 月 日 : 令和△△年△△月△△日	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・経費状況内訳書（別紙）</li><li>・契約書の写し（写し）</li><li>・機器仕様書（写し）</li><li>・図面（写し）等</li></ul>	助成金交付決定通知書に記載されている事業の名称です。
※受付欄		

(記載例2)

第8号様式（第14条関係）

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

記入日を記入してください。

本記載例は、CGS 設置事業者と熱供給事業者の二者申請の場合を想定しています。

(助成事業者)

住所 東京都●●区▲▲ ◆-◆-◆

氏名 株式会社 ○○○

代表取締役 ●● ○○

(共同申請者)

住所 △△△○○○××× ○-○-○

氏名 株式会社 ×△○□

代表取締役社長 △◆ ○□

助成金交付決定通知書の日付・番号です。

### 助成金交付申請撤回届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇都環公地温第〇●号をもって交付決定した事業について、コージェネレーションシステム導入支援事業助成金交付要綱（令和7年4月22日付7都環公地温第560号）第14条第1項の規定に基づき、助成金交付申請の撤回について届け出ます。

事業の名称	
交付申請年月日	令和〇〇年 〇月 〇日
取下げの理由	事業計画の見直しのため
総括的連絡先	株式会社 ○○○ A×○課 環境 志郎 (電話番号 03-2345-6789 ) (携帯電話 090-2345-6789 )
※受付欄	

助成金交付決定通知書に記載されている事業の名称です。

(7) 工事遅延等の報告

- ① 助成事業者は、助成事業実施計画書に基づき工事等を進捗させるように努める義務がありますが、やむを得ない事由により工事が予定の期間内に完了することができずと見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書（第14号様式）を公社に提出してください。
- ② 遅延の理由、内容が妥当と認められた場合は、公社は条件を付加するなどの指示を行いますので、指示に従ってください。なお、指示に従わない場合は、助成金の支払いが行われない場合があります。

(8) 助成事業の廃止

- ① やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第15号様式）を提出し承認を得てください。
- ② 申請内容を審査し、妥当であると判断された場合には、事業廃止についての承認を行い、その旨を助成事業者に通知します。なお、承認にあたっては、必要に応じて公社が条件を付する場合があります。

(9) 実績の報告

助成事業者は、助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに実績報告書（第16号様式）を公社に提出してください。なお、実績報告書の提出期限は、2030年（令和12年）12月27日です。

## 2.8 助成金の額の確定

- (1) 公社は、実績報告書（第16号様式）を受領したあと、書類の審査及び現地調査等により助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を助成金確定通知書（第17号様式）により通知します。
- (2) 申請どおりの設備が設置されていない場合は、助成金の支払いが行われません。

注1 助成金の額が確定した後でも、「2.10 交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取消される場合があります。

## 2.9 助成金の交付

- (1) 助成事業者は、公社による現地調査等を受け、設計及び工事の請負業者等に対して助成工事に係る工事の支払いが完了し、公社より助成金確定通知書があった時点を以って、助成金交付請求書（第18号様式）を提出するものとします。
- (2) 公社は、助成金交付請求書を受領後、助成事業者に助成金を交付します。
- (3) 助成金交付請求書の内容が、助成金確定通知書と違う場合、助成金の支払いが行われない場合があります。

## 2.10 交付決定の取消し

- (1) 次のような場合には、助成金交付決定の取消しを受ける場合があります。
  - ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
  - ② 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
  - ③ 本事業にかかる都又は公社の指示に従わなかったとき。
  - ④ 交付決定を受けた者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
  - ⑤ 公社は、交付申請者、助成事業者又は手続代行者（以下「交付申請者等」といいます。）が、偽りその他不正の手段により交付要綱に規定する手続きを行い、又は交付要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、交付決定取消その他一定の措置を講じることができるものとします。この場合において、交付申請者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該交付申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなします。
- (2) 公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成事業者に通知を行います。

（取消しの具体例）

  - ア 要件とする仕様を満たさない CGS を設置した場合
  - イ 交付決定日前に、発注、契約等を行っていた場合。
  - ウ 本手引き及び交付要綱に明記されている、事業に必要な提出書類が提出されない場合

## 2.11 交付決定後の注意事項

- (1) 遂行状況調査

助成事業の実施期間中は、事業の遂行状況を毎月末に報告してください。  
また、都又は公社から指示があった場合は、速やかに対応してください。
- (2) 助成金の返還

助成事業者による事業内容の虚偽申請その他違反が判明した場合、次の措置が講じられることがあります。なお、都又は公社が交付決定の取消しを行った場合において、既に交付を行った助成金があるときは、当該助成事業者は、助成金の全部又は一部を返還しなければなりません。また、助成事業者は、都又は公社からの助成金返還請求を受け、当該助成金を返還したときは助成金返還報告書（第19号様式）により都又は公社に報告する必要があります。

  - ① 交付決定の取消し、助成金等の返還による加算金の納付
  - ② 助成事業者等の名称及び不正の内容の公表
- (3) 違約加算金

コージェネレーションシステム導入支援事業

---

「2.10 交付決定の取消し」により助成金交付の取消しを受け、助成金の返還となった助成事業者については、助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年 10.95%の割合を乗じて計算した違約加算金を請求させていただきます。助成事業者は、違約加算金の請求を受けた場合には、これを公社に納付しなければなりません。

(4) 延滞金

助成事業者が、返還請求に応じず、返還納付期限までに助成金の返還を行わなかった場合、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を請求させていただきます。助成事業者は、延滞金の請求を受けた場合には、これを公社に納付しなければなりません。

(5) 他の助成金等の一時停止等

- ① 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺します。

(6) 財産の管理及び処分

- ① 助成事業者は、助成事業により取得し、整備又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、法定耐用年数の期間において、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図り、処分を行ってははいけません。
- ② 取得財産等のうち取得価格が単価 50 万円以上のものであって、耐用年数の期間内に処分しようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第 20 号様式）を提出し、公社と協議を行い、承認を受けなければなりません。
- ③ 取得財産等の処分について承認を受け、当該取得財産等を処分した場合は、交付した助成金の全部または一部に相当する金額について公社が請求します。助成事業者は、公社から請求を受けたときは、これを返還しなければなりません。

(7) 助成事業の経理等

- ① 助成事業者は、助成事業の経理について、助成事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を整備してください。
- ② さらに、これらの帳簿や証憑書類は、工事が完了した日の属する公社の会計年度の翌年度から 15 年間、管理・保存する義務があります。

## 2.12 調査等、指導・助言

- (1) 都及び公社は、本事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めた場合は、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問を行いますので、助成事業者は、これに協力しなければなりません。
- (2) 本事業で設置した助成対象設備について、助成事業者が適切かつ効率的な運用を行っていない場合、都及び公社は、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行います。なお、助成事業者がこれに従わないときは、助成金交付の取り消し又は助成金の返還請求を行う場合があります。

## 2.13 事業効果の報告

- (1) CGSを設置した助成事業者は、2箇年度、各年度の発電効率、排熱利用率、熱電融通量について、翌年度の5月末までに、効率等の実績に関する報告書（第4号様式）等を提出してください。
- (2) CGSを設置する建築物及び供給対象建築物において、エネルギーマネジメントを実施し、デマンドレスポンスの実行を可能にする体制を構築し、エネルギー利用等の情報交換実績に関する報告書（第5号様式）を上記報告書と同時に提出してください。
- (3) 一時滞在施設を確保する者（CGSを設置する建築物及び供給対象建築物を保有する事業者）は、当該施設の所在地等についてインターネットの利用その他適切な方法により、一般に周知し、交付要綱第21条第1項に規定する実績報告書の提出を行った日の属する年度の翌年度末までに、一時滞在施設の所在地等の周知の実績に関する報告書（第6号様式）を提出してください。ただし、CGSを新たに設置し、熱電融通インフラに接続しない場合には、CGSを設置する建築物のみを対象とします。一時滞在施設を確保しない中小企業者等は、大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドラインに準じた対応の実績を第6号様式に記載し、提出してください。
- (4) 助成事業者は、都がこれらの報告に基づき事業者名、事業所名、その他本事業の実施に関連する事項の公表を行う場合において、当該公表に協力し、かつ、当該公表の内容について、承諾していただきます。

## 2.14 個人情報等の取り扱い

本事業への応募にかかる提出書類により公社が取得した助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報等（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供します。

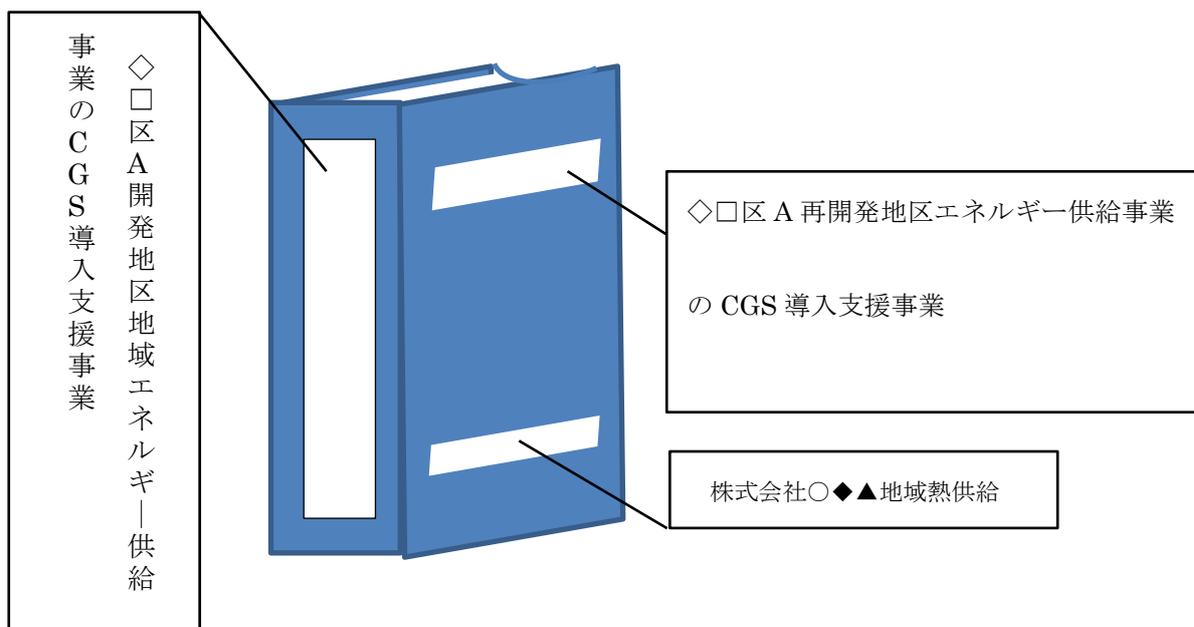
なお、個人情報等については、上記及び法令等により提供を求められた場合を除いては、当該助成事業者の承諾なしに、第三者に提供することはありません。

### 3 申請書類作成要領

《紙で提出する場合》

- (1) 申請書類は、A4 ファイル片面印刷で A4 ファイル綴じとします。
- (2) 表紙には事業の名称と事業者名を記入してください。
- (3) 背表紙には事業の名称を記入してください。

(イメージ図)



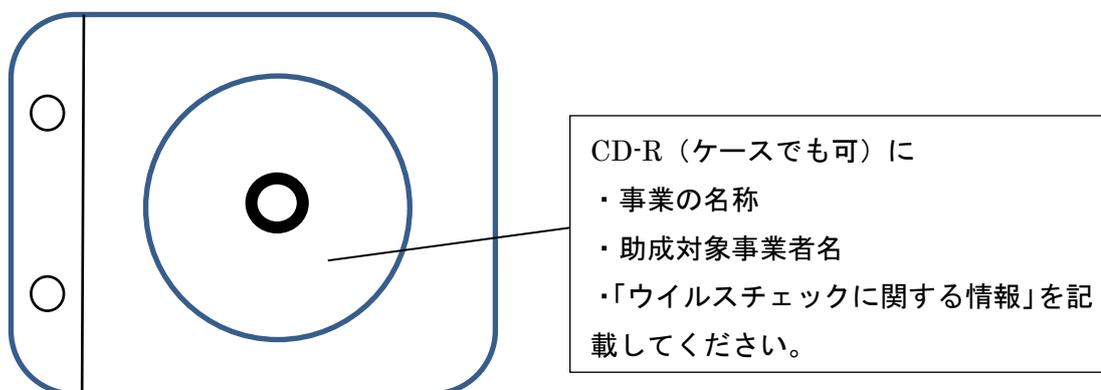
- (4) ファイルに綴る各資料の前には、インデックス付の中仕切りを挿入してください。(資料自体にインデックスをつけないでください。)
- (5) ファイルには次の順番で資料を綴ってください。
  - ・表紙
  - ・申請書類チェックリスト
  - ① 助成金交付申請書 (第1号様式)
  - ②-1 助成金交付申請内訳書 (第1号様式別紙)
  - ②-2 内訳明細書
  - ③ 誓約書 (第25号様式) (共同申請者全員分)
  - ④ 助成事業実施計画書 (第22号様式)
  - ⑤ 区分所有者等の申請に係る同意書 (第23号様式) (必要な場合のみ)
  - ⑥ 助成対象事業に実施に係る同意書 (第24号様式) (必要な場合のみ)
  - ⑦ 参考見積書
  - ⑧ 商業(法人)登記簿謄本
  - ⑨ 建物登記簿謄本
  - ⑩ 決算報告書
  - ⑪ 納税証明書
  - ⑫ 会社・事業所概要書 (パンフレット、地図等)
  - ⑬ 施設平面図・立面図・機器配置図

コージェネレーションシステム導入支援事業

- ⑭ システムフロー図
- ⑮ 単線結線図・配線配管計画図
- ⑯ 契約電力等根拠資料
- ⑰ リース契約書等（案）
- ⑱ 料金計算書（案）
- ⑲ 東京都ビジネス事業者登録証（ESCO事業者）
- ⑳ 現況を示す写真
- ㉑ 想定機器カタログ
- ㉒ エネルギー使用量実績又は見込（新設の場合）
- ㉓ 系統連系協議書
- ㉔ 国その他の自治体の補助金等を利用していることが分かる根拠書類

(6) 申請様式書類一式（Excel + PDF データ）の電子データを提出してください。CD-R 等の記録媒体を用いる場合は以下の通りです。

- ①電子媒体のラベル面の表記（記録媒体のケースにテプラ等で記載することも可）
  - ・事業の名称
  - ・助成事業者名
  - ・作成日
  - ・「ウイルスチェックに関する情報」
    - a) ウイルスチェックソフト名
    - b) ウイルス定義年月日又はパターンファイル名
    - c) ウイルスチェックソフトによるチェックを行った年月日
- ②電子媒体への書込み前のファイル及び書込み後の電子媒体についてウイルスチェックを行ってください。
- ③CD は下の図のように2穴付タイプのメディアケースに入れ、ファイルに綴じこんでください。



【様式一覧表】

様式	書式名称	交付要綱
第1号様式	助成金交付申請書（別紙有）	第8条
第2号様式	助成金交付決定通知書（別紙有）	第9条
第3号様式	助成金不交付決定通知書	第9条
第4号様式	効率等の実績に関する報告書	第10条
第5号様式	エネルギー利用等の情報交換実績に関する報告書	第10条
第6号様式	一時滞在施設の所在地等の周知の実績に関する報告書	第10条
第7号様式	助成事業開始届出書（別紙有）	第13条
第8号様式	助成金交付申請撤回届出書	第14条
第9号様式	助成事業実施計画変更申請書（別紙有）	第16条
第10号様式	助成事業実施計画変更承認通知書	第16条
第11号様式	住所等の変更届出書	第17条
第12号様式	債権譲渡承認申請書	第18条
第13号様式	債権譲渡承認通知書	第18条
第14号様式	工事遅延等報告書	第19条
第15号様式	助成事業廃止申請書	第20条
第16号様式	実績報告書（別紙有）	第21条
第17号様式	助成金確定通知書（別紙有）	第22条
第18号様式	助成金交付請求書（別紙有）	第23条
第19号様式	助成金返還報告書	第25条
第20号様式	取得財産等処分承認申請書	第29条
第21号様式	財産等処分承認通知書	第29条
第22号様式	助成事業実施計画書	第8条
第23号様式	区分所有者等の申請に係る同意書	第8条
第24号様式	助成対象事業の実施に係る同意書	第8条
第25号様式	誓約書	第8条

コージェネレーションシステム導入支援事業

助成金交付申請関係書類

助成対象事業の名称

●◆エネルギー事業所における  
CGS 更新及び熱融通増設事業

令和7年●月××日

(助成対象事業者)

●◆エネルギー供給株式会社

●◆リース株式会社

申請書類チェックリスト

項目	確認欄
事業の名称	●◆エネルギー事業所における CGS 更新及び熱融通増設事業
事業者名	●◆エネルギー供給株式会社
申請単位	<input type="checkbox"/> 単独 <input checked="" type="checkbox"/> 共同 ( <input checked="" type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> ESCO <input type="checkbox"/> 熱供給 )

(1)様式関係

No.	書類	備考	確認欄
①	助成金交付申請書	第1号様式鑑:申請書本書	レ
②-1	助成金交付申請内訳書	第1号様式:別紙1 表計算ソフトを使用すること	レ
②-2	内訳明細書	表計算ソフトを使用すること。	レ
③	誓約書	第25号様式 申請者全員分の誓約書を添付すること。	レ
④	助成事業実施計画書 (助成事業工程表を含む)	第22号様式	レ
⑤	区分所有者等の申請に係る同意書	第23号様式 (助成対象設備に区分所有がある場合)	レ
⑥	助成対象事業の実施に係る同意書	第24号様式 (助成対象事業者とCGSを設置する建築物又は供給対象建築物の所有者が異なる場合は必要です)	レ
⑦	参考見積書	見積書を添付してください。 業者の詳細見積書を添付し、必要に応じて内訳明細書を作成してください。 なお、申請書受領後に公社担当者から、見積書・見積内訳書等の電子データ提出を要請する場合がありますので、ご準備しておいてください。	レ
⑧	商業(法人)登記簿謄本	申請者全員分が必要です。 ・発行後3か月以内のもの	レ
⑨	建物登記簿謄本	助成対象設備を設置する建物分 ・発行後3か月以内のもの ・表題部及び権利部の記載があるもの なお、新築の場合は、建築確認申請済証等	レ

(2)別添資料

No.	書類	備考	確認欄
⑩	決算報告書	申請者全員分が必要です。 ・ 経営状態、会社情報の概要が確認できるもの(事業報告書など) ・ 決算報告書の主要部(表紙、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書の各1枚)を直近3年分 なお、インターネットで財務状況を公開している企業は、インターネット上の資料の写しの添付でも可能とします。	レ
⑪	納税証明書	申請者全員分が必要です。 ・ 事業税(都税事務所発行のもの)を直近3か年分	レ
⑫	会社・事業所概要書 (パンフレット等)	申請者全員分が必要です。 ・ 株主総会の事業報告など会社概要が確認できるもの ・ 会社、事業所の事業内容が確認できるもの なお、インターネットで会社状況を公開している企業は、インターネット上の資料の写しの添付でも可能とします。	レ
⑬	施設平面図・立面図・ 機器配置図	施設の助成対象部分と対象外部分が明確にわかる平面図及び施設全体がわかる平面図を添付すること。 助成対象となる機器の配置場所を確認できるもの なお、詳細機器配置図は、助成事業開始届出書に添付すること。	レ
⑭	システムフロー図	・ 助成対象となる設備間の関係性や燃料、電気、熱の流れが確認できるもの ・ 助成対象範囲と対象外範囲を明確に区分すること。	レ
⑮	単線結線図・ 配線配管計画図	助成対象となる電気設備を確認できるもの なお、配線・配管計画図は、助成事業開始届出書に添付すること。	レ
⑯	契約電力等根拠資料 (新規建物の場合)	CGS を設置する建築物及び供給対象建築物の電力需要計算書に使用した根拠資料等	レ
⑰	リース契約書等(案)	リース事業者、ESCO 事業者との共同申請を行った場合に提出	レ
⑱	料金計算書(案)	助成金が交付された場合の減額調整後の料金が確認できるもの	レ
⑲	東京都ビジネス事業者登録証(ESCO 事業者)	ESCO 事業者が申請を行った場合に提出	レ

コージェネレーションシステム導入支援事業

No.	書類	備考	確認欄
⑳	現況を示す写真	既存設備がある場合は、既存設備（設置位置・性能・メーカー名・型式・製造年月等）が確認できるもの	レ
㉑	想定機器カタログ	設置する機器の性能等が分かるもの。 対象機器はメーカー等で区別すること。 カタログが分厚い場合、表紙と該当箇所の写しを添付すること。	レ
㉒	エネルギー使用量実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去2年間の種類別エネルギー使用量の購入伝票</li> <li>・ 申請日の前年度1年間の最大需要電力が分かる書類</li> </ul> なお、インターネットで入手可能な電力等エネルギー使用量のデータの資料の写しの添付も可能とする。	レ
㉓	系統連系協議書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CGS 設置時には電力会社と系統連系の事前協議を行った資料</li> </ul>	レ
㉔	国その他の自治体の補助金等を利用していることが分かる根拠書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国及び東京都都市整備局経由の補助金申請書鑑</li> <li>・ 交付決定後、おの交付決定通知書の写し</li> </ul>	

第1号様式(第8条関係)

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿	令和 7 年 ● 月 ×× 日
<p>(助成対象事業者)</p> 住 所 新宿区西新宿1-2-3 会社名 ●◆エネルギー供給株式会社 氏 名 代表取締役社長 ●× ■◆  (リース事業者) 住 所 千代田区〇〇9-8-7 会社名 ●◆リース株式会社 氏 名 代表取締役社長 ▼◆ ●×	
<h2 style="margin: 0;">助成金交付申請書</h2> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">                     コージェネレーションシステム導入支援事業助成金交付要綱(令和7年4月22日付7都環公地温第560号)第8条第1項の規定に基づき、助成金の交付について関係書類を添えて、次のとおり申請します。                      また、本助成事業の当公社への申請に伴い、今後助成事業終了により公社から都への事業移管に際して個人情報の移管についても同意します。                 </p>	
<b>事業の名称</b>	●◆エネルギー事業所におけるCGS更新及び熱融通増設事業
<b>事業所の名称</b>	●◆第一ビル ●◆エネルギー供給所
<b>事業所の所在地</b>	〒AA-BBB 東京都 新宿区西新宿 1-2-3
<b>助成金交付申請額</b>	(1) 助成事業に要する経費 935,000,000 円 (税込) (2) 助成対象経費 700,000,000 円 (税抜) (3) 助成金交付申請額 350,000,000 円
<b>設置するコージェネレーションシステムの定格発電容量</b>	500 kW
<b>供給対象建築物等の最大需要電力合計</b>	4,000 kW
<b>熱電融通インフラ設備容量</b>	最大電力融通 0 kW
	最大熱融通 2.76 GJ/h
<b>総括的連絡先</b>	会社名 ●◆エネルギー供給株式会社 部署名 保全部 担当者氏名 ×× ●● (電話番号 03-1234-5678 ) (携帯電話 090-123●-●◆▼◎ ) (Eメール AAAA )
<b>※受付欄</b>	

備考 供給対象建築物等とは、コージェネレーションシステムを設置する建築物及びコージェネレーションシステムから電気又は熱の供給を受ける建築物をいう。

(日本産業規格A列4番)

【記載例】

第1号様式:別紙1

事業者名 ●◆エネルギー供給株式会社

助成金交付申請内訳書

助成事業のパターン  
中小企業/大企業 : 大企業

CGS+熱電融通
民間企業(中小企業に該当しない事業者)

設備区分	①助成事業に要する経費 (千円)			国補助	②助成対象 経費 (千円)	
	単価	数量	経費			
CGS設置工事(排熱利用設備を含む)	-	-	700,000.0	○	700,000	
助成対象設備	1) CGS設置工事				/	
	CGS及び付帯設備配置詳細設計	設計費	50,000.0	1		50,000.0
	CGS本体	設備費	250,000.0	1		250,000.0
	CGS付帯設備	設備費	100,000.0	1		100,000.0
	CGS設置工事	工事費	150,000.0	1		150,000.0
	2) 排熱利用設備工事					
	ジェネリンク設備設置配置詳細設計	設計費	10,000.0	1		10,000.0
	ジェネリンク本体	設備費	90,000.0	1		90,000.0
	ジェネリンク設置工事	工事費	50,000.0	1		50,000.0
	熱電融通インフラ設置工事					○
	設計費					
	工事費					
③助成対象経費合計			700,000.0		700,000	
CGS設置工事経費			700,000.0		700,000	
熱電融通インフラ設置工事経費					0	
④交付申請額					350,000	
CGS設備経費					350,000	
熱電融通インフラ設備経費					0	
助成対象外設備	その他工事費					
	土木建築工事費	工事費	100,000.0	1	100,000.0	
	諸経費					
	CGS設置工事諸経費	諸経費	40,000.0	1	40,000.0	
	熱融通配管工事諸経費	諸経費	10,000.0	1	10,000.0	
助成対象外経費合計			-		150,000.0	
総計			850,000.000			
消費税等相当額			85,000.000			
推定総工事金額 (助成事業に要する経費)			935,000.000			

Version 2025-04-01

(日本産業規格A列4番)

第24号様式

		令和 7年 ● 月 ×× 日	
公益財団法人			
東京都環境公社 理事長 殿			
(助成対象事業者)			
●◆エネルギー供給株式会社			
代表取締役社長 ●× ■◆ 殿			
●◆リース株式会社			
代表取締役社長 ▼◆ ●× 殿			

CGS 設置建築物を所有する事業者全員の同意書を添付してください。

### 助成対象事業の実施に係る同意書

コージェネレーションシステム導入支援事業助成金交付要綱(令和7年4月22日付7都環公地温第560号)第4条、第5条、第10条第1項第四号、同項第五号、第12条、第32条及び第34条の規定を確認の上、上記の事業者の助成金交付申請に同意します。

また、本助成事業の当公社への申請に伴い、今後助成事業終了により公社から都への事業移管に際して個人情報の移管についても同意します。

助成事業対象建築物	
(郵便番号)	(住所)
12×-○×▼◆	東京都●×区◆○× ×●-◆-○
事業名	●◆エネルギー事業所におけるCGS更新及び熱融通増設事業
施設名	●◆第一ビル ●◆エネルギー供給所
(助成事業対象建築物の所有代表者)	
会社名	●◆不動産株式会社
(役職)	代表取締役社長 (氏名) ●× ■◆

備考 助成対象事業者が複数の場合は、宛先を連名にすること。

(日本産業規格A列4番)

第24号様式

令和 7 年 ● 月 ×× 日

公益財団法人  
東京都環境公社 理事長 殿

(助成対象事業者)

●◆エネルギー供給株式会社  
代表取締役社長 ●× ■◆ 殿

●◆リース株式会社  
代表取締役社長 ▼◆ ●× 殿

熱電融通を受ける建築物を所有する全員の同意書を添付してください。

## 助成対象事業の実施に係る同意書

コージェネレーションシステム導入支援事業助成金交付要綱(令和7年4月22日付7都環公地温第560号)第4条、第5条、第10条第1項第四号、同項第五号、第12条、第32条及び第34条の規定を確認の上、上記の事業者の助成金交付申請に同意します。

また、本助成事業の当公社への申請に伴い、今後助成事業終了により公社から都への事業移管に際して個人情報の移管についても同意します。

供給対象建築物

(郵便番号) (住所)  
12×-○×▼◆ 東京都●×区◆○× ×●-◆-□

事業名 ●◆エネルギー事業所におけるCGS更新及び熱融通増設事業

施設名 ●◆第二ビル

(供給対象建築物の所有代表者)

会社名 ●◆不動産株式会社

(役職) 代表取締役社長 (氏名) ×◆ ●◆

備考 助成対象事業者が複数の場合は、宛先を連名にすること。

(日本産業規格A列4番)

第25号様式

## 誓約書

(中小企業版)

公益財団法人

東京都環境公社 理事長 殿

共同申請者全員分の誓約書を添付すること。

コージェネレーションシステム導入支援事業助成金交付要綱(令和7年4月22日付7都環公地温第560号。以下「交付要綱」という。)第8条の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が交付要綱第3条に規定する助成対象事業者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、交付要綱第24条の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第25条に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

当社は、交付要綱第7条第1項第4号の別表第1に規定した中小企業及び相当、或いは中小企業以外の内、中小企業及び相当に該当することを誓約します。

令和 7年 ● 月 ××日

住所

新宿区西新宿1-2-3

会社名

●◆エネルギー供給株式会社

氏名

代表取締役社長

●× ■◆

- ※ 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- ※ この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
  - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
  - ・暴力団又員を雇用している者
  - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
  - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(日本産業規格A列4番)



第22号様式 その2-1(第8条別表第1 14)

2. 事業者及び連絡先

(1) 本事業における総括的連絡先

注) 事業全般の内容について、総括的対応が可能であるとともに、申請者に係る公社からの指示に対して、一元的な窓口を担う連絡先を記載すること。

会社名(事業者名)	●◆エネルギー供給株式会社		
会社所在地	〒AA- BBB		新宿区西新宿1-2-3
代表者役職名と氏名	代表取締役社長	●×	■◆
部署名	保全部		
窓口担当者氏名	×× ●●		
連絡先	電話番号	03-1234-5678	
	携帯電話	090-123●-●◆▼◎	
	Eメールアドレス	AAAA	

添付書類: ①商業登記簿謄本、②決算報告書(直近3か年分)、③納税証明書、④会社概要書(パンフレット、地図等)

注) 単独申請の場合は、本様式(第22号様式 その2-1)は提出不要です。  
また共同申請で、総括的連絡先を記載している場合は、総括的連絡先と同一の事業者は記載不要です。

(2) 助成対象事業者(区分所有者又は共有者の場合は、代表会社)

注) 詳細は、別紙1その1~4に記載すること。但し、その4は対象となる場合のみ添付すること。

会社名	●◆エネルギー供給株式会社		
会社所在地	新宿区西新宿1-2-3		
代表者氏名	代表取締役社長	●×	■◆
担当者氏名	保全部	××	●●
電話番号	電話	03-1234-5678	
Eメールアドレス	AAAA		

添付書類: ①商業登記簿謄本(個人事業主の場合は、開業届の写し等、業種、設立年月日が証明される書類)、②決算報告書(直近3か年分)、③納税証明書、④会社概要書(パンフレット等)

(3) リース事業者

会社名	●◆リース株式会社		
会社所在地	千代田区〇〇9-8-7		
代表者氏名	代表取締役社長	▼◆	●×
担当者氏名	営業部	●▼	◆■
電話番号	電話	03-2345-7890	
Eメールアドレス	BBB		

添付書類: ①商業登記簿謄本、②決算報告書(直近3か年分)、③納税証明書、④会社概要書(パンフレット)、⑤リース(又は割賦販売の)契約書(案)、⑥リース料金(又は割賦販売価格)計算書(案)

(4)

会社名			
会社所在地			
代表者氏名			
担当者氏名			
電話番号	電話		
Eメールアドレス			

添付書類:

(日本産業規格A列4番)

第22号様式 その2-2

(5) 電気主任技術者連絡先

会社名	●◆エネルギー供給株式会社			
住 所	新宿区西新宿1-2-3			
部署名	保全部			
担当者役職名	主任			
担当者氏名	×× ●●			
電話番号	電話	03-1234-5678		
Eメールアドレス	DDD			

注) 契約電力500kW以上の大規模事業所のみ記載してください。

(6) エネルギー管理士

会社名	●◆エネルギー供給株式会社			
住 所	新宿区西新宿1-2-3			
部署名	保全部			
担当者役職名	主任			
担当者氏名	×× ●●			
電話番号	電話	03-1234-5678		
Eメールアドレス	DDD			

注) 電力供給業、熱供給業に属する第一種エネルギー管理指定工場等については、原油換算で年間10万キロリットル以上の場合、エネルギー管理士を2名選任する必要があります。また年間10万キロリットル未満の場合は、1名の選任が必要です。

【記載例】

第22号様式 その3(第8条別表第1 14)

3. 事業所の概要

3.1 事業所の概要

ふりがな						
事業所の名称※		●◆第一ビル ●◆エネルギー供給所				
事業所の所在地		AA-BBB 東京都新宿区西新宿1-2-3				
		床面積	建築部内想定従業員数	地上階数	地下階数	最大需要電力
		m <sup>2</sup>	人	階	階	kW
電力供給対象建築物	CGS設置建築物	67,000	5,200	30	4	4,000
	●◆第2ビル					
熱供給対象建築物	CGS設置建築物	67,000	5,200	30	4	
	●◆第2ビル	67,000	5,200	30	4	
竣工年月(予定)		2028年1月				
建築物の所有形態		自己所有		他人所有		○

※ 事業所の名称には、必ず建物名を記載して、その後に事業所名を記載すること。

3.2 環境に関する規制基準

(1) 騒音

種別	時間の区分	規制基準
第三種 区域	8:00 ~ 18:00	65
	18:00 ~ 21:00	60
	21:00 ~ 8:00	50

(2) 振動

種別	時間の区分	規制基準
第二種 区域	8:00 ~ 19:00	65
	19:00 ~翌日 8:00	60

(3) 窒素酸化物

施設の種類	規制基準
商業ビル	200 ppm

(日本産業規格A列4番)

第22号様式 その4-1(第8条別表第1 14)

4. 実施計画

(1) 計画の概要

助成金 交付 申請額	助成事業に要する経費(税込)		935,000 千円
	助成対象経費		700,000 千円
	内訳	(CGS設備設置経費)	700,000 千円
		(熱電融通インフラ設備設置経費)	千円
	助成金交付申請額		350,000 千円
内訳	(CGS設備設置経費)	350,000 千円	
	(熱電融通インフラ設備設置経費)	0 千円	
CGSの概要	有効発電出力合計		475 kW
	有効排熱回収出力合計		767 kW
			2.76 GJ/h
	燃料消費		1,700 kW
			136 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h
	燃料の種類		都市ガス
	燃料供給会社名		東京ガス株式会社
	燃料の炭素換算係数		0.0140
	燃料の炭素換算係数比率 <sup>※</sup> 1.1 >		1.01
	発電効率 (HHV基準)		29.4 %
	排熱利用率 (HHV基準)		45.1 %
	総合効率 (HHV基準)		74.5 %
	総合運用効率(2.17×有効発電効率+排熱利用率)		92.1 %
	発電機力率		80 %
定格電圧		6.6 kV	
定格周波数		50 Hz	
一時滞在施設の規模	受け入れる帰宅困難者数(想定)		600 人
	避難施設延床面積		1,000 m <sup>2</sup>
	一時滞在施設への供給電力		100 kW
一時滞在施設設置 建築物	建築物内想定従業員数合計		5,200 人
	事業所の延床面積合計		134,000 m <sup>2</sup>
工事完了予定		2028年1月	
備考			

※ 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年3月29日経済産業省・環境省令第3号)別表第1の第5欄に掲げる天然ガスの燃料換算係数(t-c/GJ)はB=0.0138です。ガス供給会社の燃料換算係数をAとして、A/B計算値を燃料の炭素換算係数比率に記載してください。

(2) エネルギー使用計画(詳細は別紙2参照)

注) 工事完了予定日の属する年度の翌年度から起算して2年度分を記載すること。

エネルギーの種類	単位	エネルギー使用計画	
		2027 年度	
有効発電量	MWh/年	1,359	
排熱回収熱量	MWh/年	1,528	
	GJ/年	5,502	
熱電比(回収熱/電力)	—	1.13	

(日本産業規格A列4番)

第22号様式 その4-2(第8条別表第1 14)

4. 実施計画

(3) CGSの仕様概要

CGS の 仕 様	機器番号	No.1	No.2	No.3	No.4	
	製造メーカー名(製造者)	XXX				
	型式	A123-045				
	燃料消費 (kW)	1,700				
	定格発電出力 (kW)	500				
	排熱回収出力 (kW)	767				
	効率 (%)	発電	29.4			
		排熱回収	45.1			
		総合	74.5			
	外形寸法 (m)	長さ	aaa			
		幅	bbb			
高さ		ccc				
総重量 (t)						

添付書類:①機器カタログ、②排熱利用計算書(排熱利用率の算定根拠資料)

(4)熱電融通インフラ設備

		最大需要電力	供給能力	供給熱電融通予定量
			最大供給電力	供給予定電力量
		kW	kW	MWh/年
CGS設置建築物		4,000	500	0
電 気 の 融 通	●◆第2ビル			
	電気融通計	0	0	
電力供給計		4,000	500	
		—	最大熱供給	供給予定熱量
		—	GJ/h	GJ/年
熱供給予定量	CGSビル		45.0	74,600
	第2ビル		45.0	74,600
CGS設置建築物		—	1.38	3,900
熱 の 融 通	●◆第2ビル	—	1.38	3,900
		—		
		—		
		—		
	熱融通計	—	1.38	3,900
熱融通合計		—	1.38	3,900

第22号様式 その4-3(第8条別表第1 14)

4. 実施計画

(5)付帯要件機器

エネルギー管理・デマンドレスポンス

		既存建築物		新規建築物
		既存設備	新規導入	新規導入
CGS設置建築物		○		
供給対象建築物等	●◆第2ビル	○		

注)供給対象建築物のエネルギー管理の実施を可能にする設備の既存設備及び導入予定には、該当する項目に『○』を記入してください。

(6)環境に関する規制基準の順守

騒音に関する規制基準の遵守は可能か	○	可能	不可能
振動に関する規制基準の遵守は可能か	○	可能	不可能
窒素酸化物に関する規制基準の遵守は可能か	○	可能	不可能

添付書類:コージェネレーションシステムから発生する騒音、振動及び窒素酸化物が規制基準を遵守することを証明する資料(計算書など)

(日本産業規格A列4番)

第22号様式 その4-4(第8条別表第1 14)

4. 実施計画

(7)ESCO事業者の概要

注)ESCO契約締結(予定)又は既に契約している場合のみ記載すること。

項目	内容		
ESCO事業者の名称			
リース(又は割賦販売)契約の有無	有	無	
ESCO契約種別	シェアード	ギャランティード	
ESCO契約期間	開始	終了	年間
東京都ビジネス事業者登録年月日			
東京都ビジネス事業者登録番号			
備考			

(8)リース事業者(割賦を含む)の概要

注)リース契約締結(予定)又は既に契約している場合のみ記載すること。

項目	内容		
リース事業者(割賦を含む)の名称	●◆リース株式会社		
リース対象機器	CGS設備及び熱融通配管設備		
割賦対象機器			
リース(割賦)契約期間	開始 2028年2月	終了 2043年1月	15 年間
備考			

(日本産業規格A列4番)

第22号様式 その4-5(第8条別表第1 14)

4. 実施計画

(9)一時滞在施設の概要

項目		内容	
CGS設置建築物の所在地		AA-BBB 東京都新宿区西新宿1-2-3	
一時滞在施設の概要	CGS 設置建築物	延床面積	1,000 m <sup>2</sup>
		建築物内想定従業員数	5,200 人
		受入(想定)帰宅困難者数	600 人
		面積当りの収容者数	0.6 人/m <sup>2</sup>
		一時滞在施設への供給電力	100 kW
		一般への周知方法	デジタルサイネージによる周知
	◆◆ 第2ビル	延床面積	m <sup>2</sup>
		建築物内想定従業員数	人
		受入(想定)帰宅困難者数	人
		面積当りの収容者数	人/m <sup>2</sup>
		一時滞在施設への供給電力	kW
		一般への周知方法	
		延床面積	m <sup>2</sup>
		建築物内想定従業員数	人
		受入(想定)帰宅困難者数	人
		面積当りの収容者数	人/m <sup>2</sup>
		一時滞在施設への供給電力	kW
		一般への周知方法	
		延床面積	m <sup>2</sup>
		建築物内想定従業員数	人
		受入(想定)帰宅困難者数	人
		面積当りの収容者数	人/m <sup>2</sup>
		一時滞在施設への供給電力	kW
		一般への周知方法	
	延床面積	m <sup>2</sup>	
	建築物内想定従業員数	人	
	受入(想定)帰宅困難者数	人	
	面積当りの収容者数	人/m <sup>2</sup>	
	一時滞在施設への供給電力	kW	
	一般への周知方法		
	延床面積	m <sup>2</sup>	
	建築物内想定従業員数	人	
	受入(想定)帰宅困難者数	人	
	面積当りの収容者数	人/m <sup>2</sup>	
	一時滞在施設への供給電力	kW	
	一般への周知方法		
その他特記事項			

(日本産業規格A列4番)

第22号様式 その5(第8条別表第1 14)

5. 詳細工程及び資金調達計画

注) 交付決定日を想定して以下の予定日等を計画すること。

- 5.1 助成金事業の事業開始日（工事契約予定日） 2025-10-01
- 5.2 助成金事業の完了予定日 2028年1月31日
- 5.3 助成金事業の工事日数(土日祝日を含む) 852 日間
- 5.4 助成金事業工程表(詳細は別紙3参照)(第8条別表第1 14)

5.5 資金調達計画

調達先	調達金額(千円)	備考
助成対象事業者		
自己資金		
借入金		
ESCO事業者(シェアード契約の場合は記載)		
リース事業者(リース・割賦の場合は記載)	935,000	
熱供給事業者		
合 計	935,000	

注) 上記調達金額合計は、第1号様式の(1)助成事業に要する経費の金額と合致させること。

注) 助成対象事業者の自己資金と借入金は、内数としてカッコ内に記載すること。

注) 金融機関からの借入金の場合は、金融機関名とその本支店名を備考欄に明記すること。

第22号様式 その6(第8条別表第1 14)

6. 実施事業に関する事項

6.1 許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項

注) 事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得)の必要なものについて、その取得状況及び見通しを記載すること。

特段ありません。

6.2 その他実施上問題となる事項

注) 実施上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載すること。

特段ありません。

第22号様式:別紙1その1-1(第8条別表第1 14)

助成対象事業者について

1. 助成対象事業者に関する情報

ふりがな 企業名 (屋号)	●◆エネルギー供給株式会社			
ふりがな 代表者名	●× ■◆			
開業・設立日	1995年11月25日			
日本標準産業分類 <sup>※1</sup> による業種 <sup>※2</sup>	大分類	AA	BBB	
	中分類	CC	DDD	
資本金(出資金)	300	百万円		
株主数(出資者数)	3	人		
発行済株式総数(出資総額)	300,000	株	300	百万円
役員数	3	人		
従業員数	30	人		
企業の沿革 <sup>※3</sup>	注)申請した企業の創業等の沿革、過去・現在の主な事業を記載すること。			
代表者の略歴 <sup>※3</sup>	注)申請した企業の代表者の略歴を記載すること。			
ホームページアドレス	<a href="http://">http://</a>			

共同申請者全員分の情報を添付すること。

※1 統計法(平成19年法律第53号)第28条第1項及び附則第3条の規定に基づき、法第2条第9項に規定する統計基準のこと。

※2 業種は、売上高が最も大きな業種を記載すること。

※3 企業及び代表者の刑事上の処分などがある場合は、沿革又は略歴に記載すること。

【記載例】

第22号様式:別紙1その2-1(第8条別表第1 14)

2. 助成対象事業者の現況等

(1) 株主(出資者)構成 ●◆エネルギー供給株式会社

株主(出資者)名	資本金	主たる事業 (業種)	従業員数	所有株式数 (出資額)	出資 比率
1. ●◆不動産株式会社	800 億円	不動産	3,000 人	150,000 株 ( 千円)	50.0 %
2. ◆●ガス株式会社	2,000 億円	ガス供給	10,000 人	75,000 株 ( 千円)	25.0 %
3. ▼○電力株式会社	4,000 億円	電力供給	20,000 人	75,000 株 ( 千円)	25.0 %
4.	億円		人	株 ( 千円)	%
5.	億円		人	株 ( 千円)	%
6.	億円		人	株 ( 千円)	%
7.	億円		人	株 ( 千円)	%
8.	億円		人	株 ( 千円)	%
9.	億円		人	株 ( 千円)	%
10.	億円		人	株 ( 千円)	%

注)個人が株主である場合は、以下の表にも記載すること。

注)出資比率は、小数点2桁目を切り捨てた数値を記載すること。

注)出資額が多い順に10位までの株主を記載すること。

(2) 直近の決算期に製品・商品・サービス等別売上高(主たるもの)

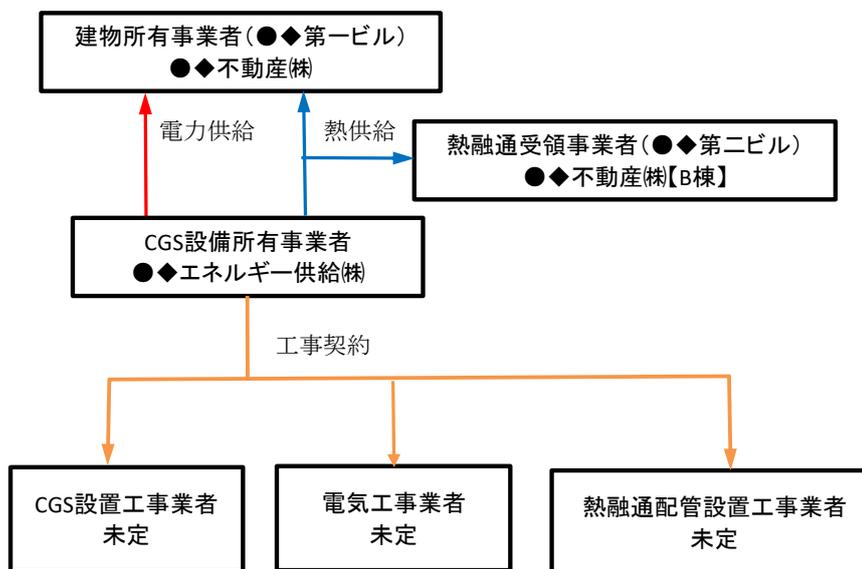
主な製品・商品・サービス等の売上高	金額	割合	備考
エネルギー販売	1,000,000 千円	100.0 %	
	千円	%	
	千円	%	

(日本産業規格A列4番)

第22号様式:別紙1その3(第8条別表第1 14)

(3) 助成対象事業者が計画する助成事業の実施体制

注) 本事業を共同事業で行う場合は、共同申請者同士及び工事請負者との連絡・責任体制を明確に記入すること。



(4) 助成対象事業者の今後のエネルギー使用計画について

注) 今後のエネルギー使用計画等について記入すること。

特段ありません。

【記載例】

第22号様式 別紙2-1(第8条別表第1 14)

コージェネレーションシステムによるエネルギー使用計画

2027年度	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
有効電力量	MWh	114	120	114	120	120	114	120	114	95	95	114	120	1,359
排熱回収熱量	GJ	331	348	530	557	557	530	348	331	442	442	530	557	5,502
燃料使用量	千 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	32.6	34.3	32.6	34.3	34.3	32.6	34.3	32.6	27.2	27.2	32.6	34.3	389.0
	MWh	408	428	408	428	428	408	428	408	340	340	408	428	4,862
加重平均 全負荷相当時間	h	240	252	240	252	252	240	252	240	200	200	240	252	2,860
有効発電効率	%	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9
排熱利用率	%	22.6	22.6	36.1	36.1	36.1	36.1	22.6	22.6	36.1	36.1	36.1	36.1	31.4
総合効率 (有効発電効率+排熱利用率)	%	50.5	50.5	64.0	64.0	64.0	64.0	50.5	50.5	64.0	64.0	64.0	64.0	59.4
総合運用効率 (2.17×有効発電効率+排熱利用率)	%	83.2	83.2	96.7	96.7	96.7	96.7	83.2	83.2	96.7	96.7	96.7	96.7	92.1
電力融通量 <sup>※1</sup>	MWh													
熱融通量(送り) <sup>※2</sup>	GJ													
熱融通量(受け)	GJ													
電力融通率	%													
熱融通率	%													

注) 工事了り予定年月の属する年度の翌年度から起算して1年間のエネルギー使用量の計画を記載すること。

注) 別紙2-3に号機別コージェネレーションシステムのエネルギー使用計画を作成すると自動的に、入力されます。

※1: 電力融通量は、右記の式に従った数値を記入してください。  
 詳細は、手続きの手引き1.5.2(2)⑦を参照願います。

※2: 熱融通量は、右記の式に従った数値を記入してください。  
 詳細は、手続きの手引き1.5.2(2)⑦を参照願います。

$$\text{電力融通量} D [\text{MWh}] = A (\text{総発電量}) \times \frac{C (\text{総融通量})}{B (\text{自ビルの電力使用量}) + C (\text{総融通量})}$$

$$\text{熱融通量} D [\text{GJ}] = A (\text{総排熱回収量}) \times \frac{C (\text{総融通量})}{B (\text{自ビルの熱使用量}) + C (\text{総融通量})}$$

(日本産業規格A列4番)

令和7年度（2025年度版）手続きの手引き

コージェネレーションシステム導入支援事業

【記載例】

第22号様式 別紙2-3(第8条別表第1 14)  
号機別コージェネレーションシステムによるエネルギー使用計画

燃料高位発熱量 45.0 MJ/m<sup>3</sup><sub>N</sub>

CGS	項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	
No.1	全負荷相当時間	h/月	240	252	240	252	252	240	252	240	200	200	240	252	2,860	
	有効発電出力	kW	475	475	475	475	475	475	475	475	475	475	475	475	475	
	排熱回収出力	MJ/h	2,761	2,761	2,761	2,761	2,761	2,761	2,761	2,761	2,761	2,761	2,761	2,761	33,132	
	排熱回収率	%	50.0	50.0	80.0	80.0	80.0	80.0	50.0	50.0	80.0	80.0	80.0	80.0	70.0	
	燃料使用	m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	1,632	
	燃料使用量	千m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /月	33	34	33	34	34	33	34	33	34	27	27	33	34	389
	有効電力量	MWh/月	114	120	114	120	120	114	120	114	95	95	114	120	1,359	
	排熱回収熱量	GJ/月	331	348	530	557	557	530	348	331	442	442	530	557	5,502	
	有効電力量(換算値)	GJ/月	410	431	410	431	431	410	431	410	342	342	410	431	4,891	
	有効活用量	GJ/月	742	779	941	988	988	941	779	742	784	784	941	988	10,393	
	燃料使用発熱量	GJ/月	1,469	1,542	1,469	1,542	1,542	1,469	1,542	1,469	1,224	1,224	1,469	1,542	17,503	
	有効発電効率	%	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	
	排熱利用率	%	22.6	22.6	36.1	36.1	36.1	36.1	22.6	22.6	36.1	36.1	36.1	36.1	36.1	
	総合運用効率(0.17×有効発電効率+排熱利用率)	%	83.2	83.2	96.7	96.7	96.7	96.7	83.2	83.2	96.7	96.7	96.7	96.7	92.2	
No.2	全負荷相当時間	h/月														
	有効発電出力	kW														
	排熱回収出力	MJ/h														
	排熱回収率	%														
	燃料使用	m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h														
	燃料使用量	千m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /月														
	有効電力量	MWh/月														
	排熱回収熱量	GJ/月														
	有効電力量(換算値)	GJ/月														
	有効活用量	GJ/月														
	燃料使用発熱量	GJ/月														
	有効発電効率	%														
	排熱利用率	%														
	総合運用効率(0.17×有効発電効率+排熱利用率)	%														
No.3	全負荷相当時間	h/月														
	有効発電出力	kW														
	排熱回収出力	MJ/h														
	排熱回収率	%														
	燃料使用	m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h														
	燃料使用量	千m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /月														
	有効電力量	MWh/月														
	排熱回収熱量	GJ/月														
	有効電力量(換算値)	GJ/月														
	有効活用量	GJ/月														
	燃料使用発熱量	GJ/月														
	有効発電効率	%														
	排熱利用率	%														
	総合運用効率(0.17×有効発電効率+排熱利用率)	%														
合計又は平均	全負荷相当時間	h/月	240	252	240	252	252	240	252	240	200	200	240	252		
	燃料使用量	千m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /月	33	34	33	34	34	33	34	33	27	27	33	34		
	有効電力量	MWh/月	114	120	114	120	120	114	120	114	95	95	114	120		
	排熱回収熱量	GJ/月	331	348	530	557	557	530	348	331	442	442	530	557		
	有効電力量(換算値)	GJ/月	410	431	410	431	431	410	431	410	342	342	410	431		
	有効活用量	GJ/月	742	779	941	988	988	941	779	742	784	784	941	988		
	燃料使用発熱量	GJ/月	1,469	1,542	1,469	1,542	1,542	1,469	1,542	1,469	1,224	1,224	1,469	1,542		
	有効発電効率	%	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9		
	排熱利用率	%	22.6	22.6	36.1	36.1	36.1	36.1	22.6	22.6	36.1	36.1	36.1	36.1		
	総合運用効率(0.17×有効発電効率+排熱利用率)	%	83.2	83.2	96.7	96.7	96.7	96.7	83.2	83.2	96.7	96.7	96.7	96.7		

合計又は平均			2027
	全負荷相当時間	h/月	2,860
	燃料使用量	千m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /年	389
	発電量	MWh/年	1,359
	排熱回収熱量	GJ/年	5,502
	燃料の発熱量	MJ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	45.0
	発電量(換算値)	GJ/年	4,891
	有効活用量	GJ/年	4,891
	燃料使用発熱量	GJ/年	17,503
	有効発電効率	%	27.9
	排熱利用率	%	31.4
	総合運用効率(0.17×有効発電効率+排熱利用率)	%	92.1

【記載例】

第22号様式 別紙3(第8条別表第1 14)

助成金事業工程表

(事業所の名称

●◆第一ビル ●◆エネルギー供給所 )

工程	2025			2026			2027			2028			2029												
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
交付決定通知	▼																								
工事契約			▼																						
詳細設計			▼	↔																					
機器製作			▼																						
据付工事																									
試運転																									
機器・工事検収引渡し																									
実績報告書提出																									

注) 交付決定通知受領日を想定して記載すること。

注) 工程の内容は、適宜追加すること。

(日本産業規格A列4番)